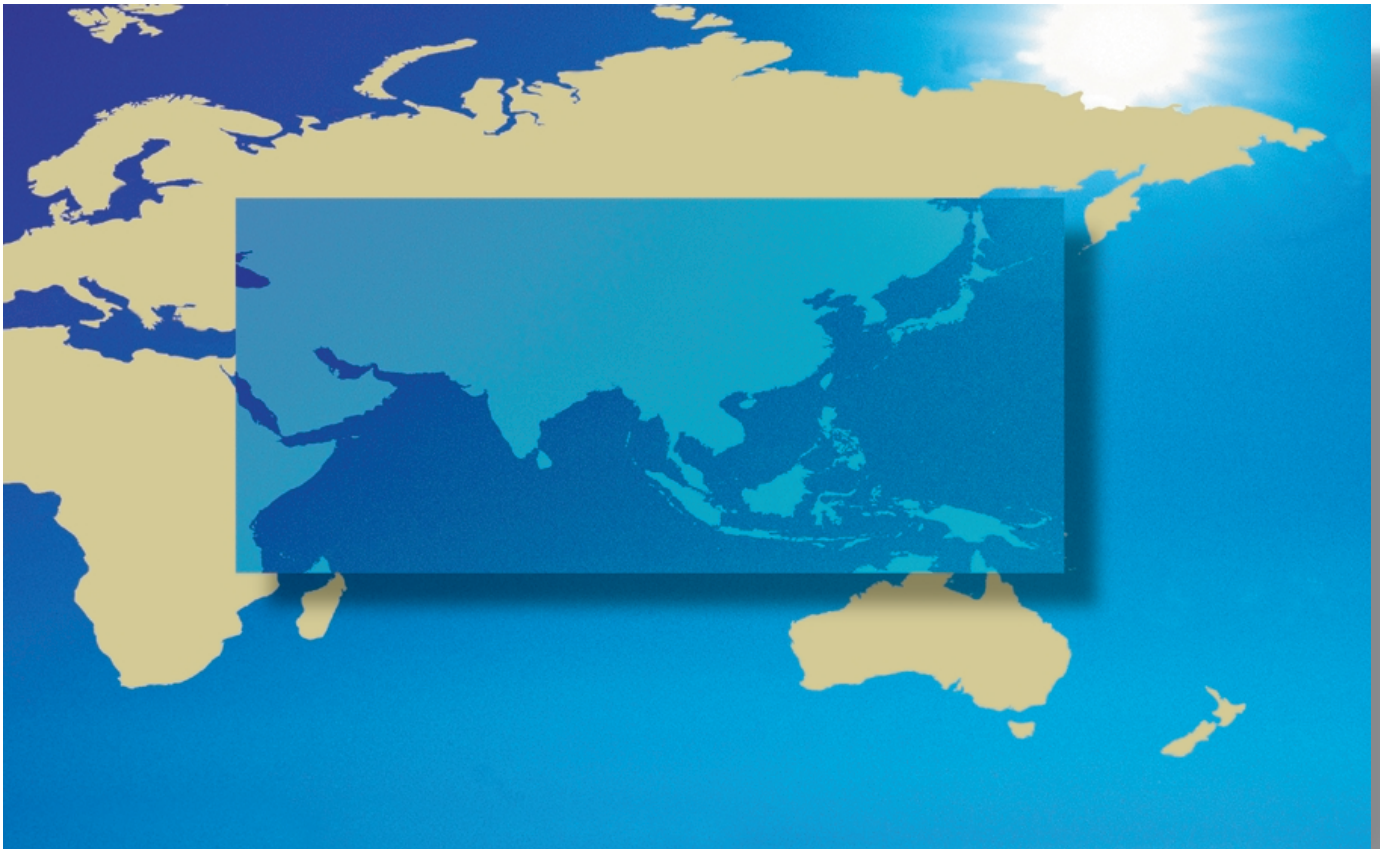


海洋安全保障情報月報

2012年6月号



目次

1. 情報要約

- 1.1 海洋治安
- 1.2 軍事動向
- 1.3 南シナ海関連事象
- 1.4 外交・国際関係
- 1.5 海洋資源・エネルギー・海洋環境・その他

2. 情報分析

- 2.1 大陸棚限界委員会の勧告と沖ノ鳥島の戦略的重要性
～中国の接近・地域拒否（A2/AD）戦略への我が国の対応～
- 2.2 セレベス、スルー海域における海上安全保障の現状とCWSの役割
～ランド研究所：Non-Traditional Threats and Maritime Domain Awareness
in the Tri-Border Area of Southeast Asia から～

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、2012 年 6 月末現在、アクセス可能なものである。

編集者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、上野英詞、河村雅美、酒井英次、関根大助、高田祐子、友森武久、長尾 賢、
向和歌奈、和田大樹

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

1. 情報要約

1.1 海洋治安

6月5日「ソマリアの海賊、ギリシャ船を解放」(Somalia Report, June 8, 2012)

ソマリアの海賊は5日、マーシャル諸島籍船で、ギリシャの船社所有のケミカルタンカー、MT *Liquid Velvet* (5,998GT) を解放した。該船は、2011年10月31日、アデン湾でハイジャックされた。該船の乗組員は、フィリピン人21人である。該船を解放した海賊は、身代金として400万米ドルを受け取ったと語った。

記事参照：MT Liquid Velvet Released

http://www.somaliareport.com/index.php/post/3429/MT_Liquid_Velvet_Released



MT *Liquid Velvet*

Source: Somalia Report, June 8, 2012

6月11日「民間武装警備員添乗させずーオランダ籍船」(Dutch News.nl, June 13, 2012)

オランダ国防相は11日に議会で、東西アフリカの海賊多発海域を航行するオランダ籍船には、民間武装警備員を添乗させない、と語った。これは、もし民間武装警備員を添乗させることができないなら、それができる国に船籍を移すと主張する、海事保険業界や船主の声に応えたもの。もし船主が船籍国に税金を支払うようになれば、政府にとって損失となろう。オランダ政府は、船主が民間武装警備員を添乗させることを認めていないが、護衛のために海兵隊を派遣している。しかしながら、船主側と海事保険業界は、それだけでは十分でないとして主張している。

記事参照：No armed guards on ships, says minister

http://www.dutchnews.nl/news/archives/2012/06/no_armed_guardes_on_ships_says.php

6月12日「インドネシア、民間武装警備員の添乗に反対」(The Jakarta Post, June 13, 2012)

インドネシアの運輸相は12日、インドネシアは海賊対策として民間武装警備員を船舶に添乗させることに反対である、と語った。運輸相は、12日にジャカルタで開催された、国際運輸労連アジア太平洋地域会議で、「インドネシア政府は、国内的、国際的法規制の不備を理由に、民間武装警備員

の添乗に引き続き反対していく」と語った。更に運輸相は、インドネシアは、海賊対処のために2国間、地域間及び国際的協力を促進しているとし、その例として、マラッカ海峡と南シナ海におけるインドネシア、マレーシア及びシンガポールとの合同哨戒活動を挙げた。インドネシア政府は、マラッカ海峡の海洋安全強化のために海洋電子ハイウェイ (The Marine Electronic Highway) プロジェクトに対する支援継続を発表するとともに、海洋における安全強化と環境保護に向けての重要な施策として、国家データ・センターを設置した。

記事参照 : RI says no to private armed guards aboard vessels

<http://www.thejakartapost.com/news/2012/06/13/ri-says-no-private-armed-guards-a-board-vessels.html>

1.2 軍事動向

6月2日「シンガポール、米沿岸戦闘艦4隻受入」(Navy Times, Jun 2, 2012)

シンガポール軍は2日、米海軍の沿岸戦闘艦 (LCS) 4隻をローテーション配備方式で受け入れることに原則合意した。これは、シンガポールのウン・エンヘン国防相とパネッタ米国防長官の会談後に発表された、共同声明で明らかにされた。LCSは、シンガポールを母港とはせず、乗員は艦上に居住する。共同声明によれば、パネッタ長官は、「LCSの展開は、域内各国への寄港や各国海軍との演習や交流を通じて、この地域における米国の関与を強化するものとなる」と強調した。

記事参照 : Singapore will now host 4 littoral combat ships

<http://www.navytimes.com/news/2012/06/navy-singapore-host-4-littoral-combat-ships-060212d/?utm>

6月3日「パネッタ米国防長官、カムラン湾訪問」(The Washington Post, June 3 and 4, 2012)

パネッタ米国防長官は3日、ベトナムのカムラン湾を訪問した。ベトナム戦争中、米海軍基地として使用されていたカムラン湾への訪問は、ベトナム戦後、国防長官としては初めてである。パネッタ長官は停泊中の米海軍輸送艦、USNS *Richard E. Byrd* の飛行甲板で、「米越両国の防衛関係に関しては、ここまで来るのに長い道のりを要した。米国は、こうした港湾が利用できるベトナムなどのパートナーと共同していく」と語った。2003年以来、20隻の米海軍艦船がベトナムに寄港しているが、戦闘艦艇は現在まで寄港しておらず、USNS *Richard E. Byrd* のような非戦闘艦船が寄港している。同艦は、Military Sealift Command 所属の輸送艦で、乗員のほとんどが文官要員である。パネッタ長官は、今後、米艦船のカムラン湾寄港を増やしていく意向を表明した。

記事参照 : From Vietnam, Pentagon chief sends China message that Washington will aid Asia-Pacific allies

http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/panetta-becomes-most-senior-us-official-to-visit-vietnams-cam-ranh-bay-since-the-war-ended/2012/06/02/gJQAQscH AV_story.html

Defense Secretary Leon Panetta highlights U.S. ties to Vietnam during visit
http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/defense-secretary-leon-panetta-highlights-us-ties-to-vietnam-during-visit/2012/06/03/gJQAOWcLBV_story.html

6月8日「インド空母、ロシアで海上公試開始」(RIA Novosti, June 8, 2012)

ロシアで改修中のインド海軍空母、INS *Vikramaditya* (formerly *Admiral Gorshkov*) は7日朝、ロシアの白海で当初予定から4年遅れで海上公試を開始した。同艦は、ロシアの Sevmash 造船所で改修されていた。同艦には、ロシアとインドの乗組員が同乗し、インド側の乗組員は操艦訓練を受ける。同艦は白海での最初の海上公試を終えた後、バルト海に移動し、艦載機とともに訓練する。インドはロシアとの間で、2005年に9億4,700万米ドルで同艦の購入契約を結んだが、2度にわたって改修計画が変更され、最終的な経費は23億米ドルとなった。

同艦は、1978年にウクライナの Nikolayev South 造船所で起工され、1982年に進水し、1987年に旧ソ連海軍で就役した。ソ連崩壊後、1994年に艦名を *Admiral Gorshkov* に改め、1995年に短期間現役復帰したが、1996年にインドに売却された。同艦の排水量は4万5,000トン、最大速度32ノット、巡航速度18ノットで航続距離2万5,000キロである。

インドは既に、艦載機、MiG-29Kの配備を始めている。同機は、短距離で離陸しアレスティング・ギアで着艦する、STOAR機である。

記事参照：India's Russian-built Aircraft Carrier Starts Sea Trials

http://en.rian.ru/military_news/20120608/173912191.html



India's Russian-built aircraft carrier *Vikramaditya* (formerly *Admiral Gorshkov*)

Source: RIA Novosti, June 8, 2012

6月12日「イラン、原子力潜水艦を開発中—イラン海軍高官」(The Jerusalem Post, June 12, 2012)

イラン海軍は国内で原子力潜水艦の開発を行っており、現在その初期段階にあるとイラン海軍高官が発言した。原子力潜水艦は原子力の平和利用に該当するため、その開発に関してはすべての国家に平等に与えられた権限の範囲内での活動であると主張する。近年のイラン海軍と革命防衛隊は、アメ

リカやその同盟国たちとの対峙を念頭に、小型船の能力や艦隊の強化を精力的に行ってきた。

記事参照 : Iranian officer: Tehran developing nuclear sub.

<http://www.jpost.com/IranianThreat/News/Article.aspx?id=273572>

6月13日「インド軍艦、中国とセイシェルを訪問」(Defense News, June 15, 2012)

南アジアにおけるインドの影響力が拡大する中、インド海軍東部艦隊の *Rajput* 級誘導ミサイル駆逐艦、INS *Rana*、ステルスフリゲート、INS *Shivalik*、*Kora* 級コルベット、INS *Karmuk*、及び艦隊給油艦、INS *Shakti* の4隻が中国上海を4日間の日程で訪問し、インド洋のセイシエルの首都ヴィクトリア港にも戦闘艦、INS *Savitri* が訪問した。またインド海軍の軍艦は2011年にもベトナム南部の *Nha Trang* 港を訪問し、現在でもシンガポールやマレーシア、フィリピン、インドネシアやアデン湾に展開されている。このようなインド海軍のプレゼンス多角化の目的は EEZ の監視、海賊対策など多様であるが、今後もアフリカの角や紅海、西地中海方面などに4隻の軍艦を展開させる予定である。

記事参照 : Indian Navy Ships visit China, Seychelles

<http://www.defensenews.com/article/20120613/DEFREG03/306130004/Indian-Navy-Ships-Visit-China-Seychelles?odyssey=tab|topnews|text|FRONTPAGE>

6月18日「ロシア、シリアのタルトゥース港に軍艦2隻を派遣へ」(Interfax, June 18, 2012)

インターファクス通信によれば、ロシアは18日、両用揚陸艦、*Nikolai Filchenkov* と *Tsezar kunikov* をロシア海軍の戦略的基地があるシリアのタルトゥース港に派遣する予定であることを発表した。*Tsezar kunikov* は戦車など多くの兵器や150人の上陸部隊を運ぶことが可能で、*Nikolai Filchenkov* も貨物や装備など計1,500トン運ぶことができるとされている。緊急の場合には、両艦に乗船している乗組員やレスキュー隊員、海兵隊員がロシア人の安全を確保し、場合により乗船させそこから避難することも可能である。シリア情勢においてロシアは国益上の観点から、欧米とは一線を置いた独自外交を展開しているが、この派遣もロシアの国益のための戦略の一環であると考えられる。

記事参照 : Report: Russia Sending 2 Warships to Syrian Coast

<http://www.defensenews.com/article/20120618/DEFREG01/306180005/Report-Russia-Sending-2-Warships-Syrian-Coast?odyssey=mod|newswell|text|FRONTPAGE|s>

6月19日「米・ニュージーランド、防衛協力の促進で合意」(Defense News, June 19, 2012)

米・ニュージーランド両政府は19日、両国間の防衛協力をさらに促進させることで合意に達した。しかし、一貫して米国の原子力軍艦の入港を認めないとするスタンスを採るニュージーランドの原則は維持される形である。この合意は、中国の台頭を念頭に置いた米国のアジア太平洋戦略重視の一環で、2国間の安全保障対話や両軍合同の軍事演習、その他必要な協力が行われる予定である。より具体的には海上安全保障、人道支援、災害支援や平和維持活動における両国の協力が行われ、海上治安などにおける両国の情報共有をさらに促進させる事が求められている。米国もニュージーランドとの既存の原則を維持する中で、最大限の協力を強化することを望んでいる。

記事参照 : U.S., New Zealand Sign Defense Cooperation Accord

<http://www.defensenews.com/article/20120619/DEFREG02/306190010/U-S-New-Zealand-Sign-Defense-Cooperation-Accord?odyssey=tab|topnews|text|FRONTPAGE>

6月23日「米海軍機雷対策艦、アラビア湾に到着」(Reuters, June 25, 2012)

米海軍の4隻の機雷対策艦は23日、アラビア湾に到着した。これは、イランがホルムズ海峡封鎖を仄めかしていることに対抗して、第5艦隊を増強するとともに、シーレーンの安全強化を図るためである。4隻は、7カ月間の展開期間中、アラビア湾、オマーン湾、紅海及びインド洋の一部で多国籍軍と共に作戦活動を実施する。

記事参照 : Four U.S. Navy minesweepers arrive in the Gulf

<http://www.reuters.com/article/2012/06/25/us-gulf-navy-mines-idUSBRE8500C920120625>

6月25日「インド、間もなく核の3本柱完成へ」(The Economic Times, June 25, 2012)

インド海軍のバーマ司令官は25日、訪問中のロンドンで、インドは、海軍が核報復能力を取得することで、間もなく「信頼できかつ非脆弱な」3本柱の核報復能力を持つことになる、と語った。同司令官は、核3本柱はインドの「核先行不使用」('no first-use') 政策に基づいて整備される、と強調した。インドは、陸、空、海の核システムによる報復能力を開発しているが、既に陸、空はこうした能力を完成していると思われる。海軍は、近く海上公試を始める国産原潜、INS *Arihant* に核ミサイルを搭載することで、報復能力を取得する。

記事参照 : Indian Navy set to complete nuclear triad: Admiral Verma

http://articles.economictimes.indiatimes.com/2012-06-25/news/32409195_1_nirmal-verma-indigenous-aircraft-carrier-nuclear-triad

6月26日「インド、積極的な海軍外交展開」(Press Information Bureau, Government of India, 13 June 2012)

13日付けのインド政府の発表によれば、インド海軍東部艦隊は、同艦隊司令官が直率する4隻の戦闘艦、INS *Rana*、INS *Shivalik*、INS *Karmukh* 及び INS *Shakti* からなる艦隊を南シナ海から北西太平洋に派遣し、日本との間で初の共同演習 JIMEX 12 を実施した。同時期に、インド海軍は、INS *Savitri* をセイシエルのポート・ビクトリアに派遣し、その後約2カ月間にわたって、セイシエルとモーリシャスのEEZの監視活動を実施する。インドは現在、Dornier 哨戒機1機がセイシエルのEEZで海賊監視活動を行っており、別の1機がモルディブの要請で同国の基地からEEZにおける海賊監視活動を実施している。インドは、アデン湾にも INS *Tabar* を派遣し、海賊対処活動を行っている。一方、西部艦隊は、同艦隊司令官が直率する4隻の戦闘艦を、「アフリカの角」海域から紅海を経て西地中海に派遣する計画である。インド洋周辺海域とそれ以遠の海域におけるこうした戦闘艦の展開は、インド海軍が外洋海軍としての能力と即応態勢を持っていることを誇示するものである。

記事参照 : Indian Navy's Pan 'IOR' Operations Demonstrate Reach of India's Maritime Diplomacy

<http://pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=84863>

トピック

パネッタ米国防長官とアンソニー・インド国防相の講演
～ アジア安全保障会議 ～

1. パネッタ米国防長官講演

パネッタ米国防長官は2日、シンガポールで開催された英国戦略国際問題研究所（IISS）主催の第11回 IISS 安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）で講演し、今後5年から10年の間にアジア太平洋地域における米軍の軍事展開能力を拡大することを表明した。以下は、同長官の講演要旨である。

- (1) オバマ大統領は、米国は、来るべき数十年、アジア太平洋地域においてより大きな役割を果たすと言明してきた。我々は、この役割を、遠方の大国（a distant power）としてではなく、太平洋国家群の一員として担っていく。我々の目標は、共通の課題に対処し、アジア太平洋地域のすべての国の平和と繁栄及び安全保障を促進するために、この地域の国々のすべてと密接に連携することである。
- (2) 我々は、この地域を優先することを選択した。アジア太平洋地域における長期目標を達成するための我々のアプローチは、以下のような一連の共有原則を堅持していくことである。
 - a. 第1に、我々は国際的なルールと秩序を遵守する。これは新しい原則ではなく、これらを遵守することが、平和と繁栄を支えていくために必要である。これらのルールには、オープンで自由な商取引の原則、全ての国の権利と責任を重視する正当な国際秩序、法の支配への忠誠、コモンズとしての海、空、宇宙及びサイバー空間へのオープンなアクセス、武力による威嚇や行使を伴わない紛争の解決などが含まれる。こうしたルールを支えていくことは、60年以上にわたってアジア太平洋地域における米軍の基本的な使命であったし、将来において一層重要な使命となろう。この点で、私は、米国が2012年中に国連海洋法条約に加入することで他の160カ国以上の加盟国と協調していくことを望んでいる。
 - b. 第2の原則は、米国がこの地域で同盟関係及びパートナーシップを近代化し、強化することである。米国は、日本、韓国、オーストラリア、フィリピン及びタイと重要な条約上の同盟関係にあり、インド、シンガポール、インドネシアなどは重要なパートナーである。そして、米国は、中国との強い関係を構築し発展させるために鋭意努力している。日米同盟は、21世紀におけるこの地域の安全保障と繁栄の要石の1つ（one of the cornerstones）として維持、強化される。そのため、両国は共に、訓練、運用能力を強化するとともに、海上安全保障、情報収集・監視・偵察などの分野で密接に協力していく。両国はまた、次世代のミサイル防衛・迎撃システムを含むハイテク能力を共同開発するとともに、宇宙とサイバー空間における協力の新たな分野を模索している。
 - c. 第3の共有すべき原則は、プレゼンスである。我々は、北東アジアにおける同盟関係を強化し、プレゼンスを維持する一方で、力の再均衡への取り組みの一環として東南アジアとインド洋地域でのプレゼンスを強化している。その重要な施策の1つが海兵隊のオーストラリア北部へのローテーション配備と航空機の展開に関する、2011年11月の合意である。海兵隊の第1陣が展開開始した4月以降、この海兵空海任務部隊はアジア太平洋地域全域に迅速に

展開することが可能となり、東南アジアとインド洋地域のパートナー諸国との協力態勢を強化し、自然災害や海上安全保障といった共通の課題に取り組むことができるようになった。米国は、フィリピンとの同盟関係を活性化しつつある。5月にワシントンで、私はクリントン国務長官と共に、フィリピンのカウンターパートとの初の2プラス2会合に参加した。米国の力の再均衡への取り組みとして、シンガポールとの防衛関係も強化している。シンガポール軍やこの地域の他国軍と共同する我々の作戦能力は、今後数年間でシンガポールへの沿岸戦闘艦（LCS）の前方展開に伴って飛躍的に強化されるであろう。

既存の同盟関係やパートナーシップに加えて、この力の再均衡施策は、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナム及びニュージーランドとのパートナーシップの強化も重視している。私はこの後、ベトナムとインドを訪問するが、ベトナムとの関係は、2011年に署名された包括的なMOU（覚書）に基づいて、2国間の防衛協力を進めている。インドは、21世紀の安全保障と繁栄の形成に決定的な役割を果たすと見られる国であり、強力な安全保障関係を構築することに対する米国の関心を伝えつもりである。

米国は、これらの地域のパートナーシップを強化するとともに、中国との非常に重要な関係も強化していく。我々は、21世紀のアジア太平洋地域を平和で繁栄し安全な地域として発展させる上で、中国が鍵になると考えている。米中両国は、両国関係が世界で最も重要な2国間関係の1つであると認識している。特に米中の堅固な軍事関係の構築に努力しているところであり、当面、人道支援、薬物対策及び拡散防止においてパートナーシップを深めていく。また、サイバー空間と宇宙空間の問題にも取り組む必要性があることにも合意しており、今後、これらの重要な領域における責任ある行動について合意された原則を確立し強化する必要がある。この地域と世界の多くが米中関係に注目しており、一部には、米国のアジア太平洋地域への重視傾向を中国に対するある種の挑戦と見なす向きもあるが、その見解は誤りである。米国のアジアへの関与を刷新し強化する努力は、中国の発展と成長と矛盾するものではない。実際、この地域における米国の関与の強化は、将来にわたって共有する安全保障と繁栄を促進するものであり、中国にとっても裨益するものである。この文脈において、米国は、近年の中台関係の改善努力を強く支持する。米国は、台湾海峡の平和と安定に永続的な関心を持っている。米国は、3つの米中共同コミュニケと台湾関係法に基づき、1つの中国政策を堅持する。中国もまた、60年間に亘りこの地域に維持されてきた規範に基づく秩序を尊重し、安全と繁栄を推進する上で果たすべき重要な役割を持っている。

この規範に基づく秩序を一層発展させていくためのもう1つの施策は、アジアの地域的安全保障機構の強化である。米国は、海洋への自由でオープンなアクセスという全ての国の権利を護るための相互に合意されたルールを発展させることが、地域機構にとって死活的に重要であると考えている。我々は、紛争の防止と対処を含む、南シナ海における当事国の行為を規制する法的規範となる、拘束力のある行動規範を検討する、ASEAN諸国と中国の努力を支持する。この点で、米国は、南シナ海のスカボロー礁における状況に細心の注意を払っている。米国の立場は明確で一貫性がある。即ち、我々は、双方に自制と外交的解決を要求し、挑発に反対し、武力による威嚇と武力の行使に反対している。米国は、領有権問題について、何れか一方に与することはないが、この紛争は平和的かつ国際法規に則って解決されることを望む。

- d. 第4の原則は、兵力投射能力である。2012年度の国防予算は、アジア太平洋地域における

米軍事力を強化するための投資と戦略的意思決定の持続的な努力の最初のものである。2020年までに、太平洋と大西洋の海軍の戦力配分を、現在の凡そ50%対50%から60%対40%に再配分する。これによって、この地域に6隻の空母と過半数の巡洋艦、駆逐艦、沿岸戦闘艦及び潜水艦が配備されることになる。米国の前方展開兵力はこの地域へのコミットメントの中核であり、我々は、その戦力を技術的に最先端のものにしていく。これらの戦力は、我々の安全保障上のコミットメントを満たすために、必要に応じて迅速に軍事力を投入する能力によってバックアップされる。そのため、米国は、この種的能力—高度な第5世代戦闘機、最新のバージニア級原潜、新しい電子戦・通信能力、更には改良された精密兵器—に多大の投資を行っており、これによって、我々のアクセスと行動の自由が脅かされるかもしれない領域における作戦行動の自由を確保することになろう。我々は、太平洋の広大な距離を超える作戦上の課題を認識している。我々が新たな空中給油機、新しい爆撃機、高性能の洋上哨戒機及び対潜機に投資している所以である。

これらの軍事的能力への投資と併せて、我々は、アジア太平洋地域における作戦上、特有の課題を満たし、これらのプラットフォームの独特の強みをより良く活用することが可能になる、新しい作戦の概念を開発している。2012年1月に、国防省は、エアー・シー・バトル構想に加えて、ジョイント・オペレーショナル・アクセス・コンセプト（JOAC）を発表した。これは、我が軍の主要な海路及び通商航路へのアクセスを拒否することができる新しい破壊的な技術や武器による挑戦に対する国防省の要求を満たすものである。これらのコンセプトの実現には何年もかかり、多くの投資を要するが、我々は、それらが完全に実現されるよう順序に従って投資を行っている。着実で、計画的で、かつ持続可能な方法で米国の軍事力は再均衡が図られつつあり、この極めて重要な地域のために強化された能力へ発展しつつある。

記事参照：The US Rebalance Towards the Asia-Pacific, delivered by Leon Panetta, Secretary of Defense, United States
<http://www.iiss.org/conferences/the-shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-2012/speeches/first-plenary-session/leon-panetta/>

2. アンソニー・インド国防相

アンソニー国防相は講演で、南シナ海も念頭に置いて、海洋は特定の国だけにあるものではなく、国際法に基づいて海洋の自由を守っていこうと呼びかけ、そのために海賊対策等を通じた国家間の協力関係を進め、紛争をなくす努力を進めていくインドの立場を表明した。以下は、同国防相の講演要旨である。

- (1) まず、今日、最重要になっている海洋の自由の歴史的な経緯に触れておきたい。海洋の自由という、この領海と公海を分ける考え方は、海上貿易の発展とそれをコントロールしようという強国の登場によって生まれてきた考えである。そして、今日、海を1つの国やグループが独占することはできない時代に入っている。そのため、我々は海洋の分野において国家の権利と世界の共同体としての自由のバランスをとらなければならない。海洋の自由は、個人の権利のように、大小にかかわらず全ての国が法と原則について合意して初めて成り立つものである。
- (2) 21世紀における海洋の自由のあり方について再強調しておくべき重要なことは、国連海洋法条約等の国際法の原則に基づいて、全ての国が海洋の安全を確保し、航行の自由を保障することで

ある。これは、グローバル化と相互依存が進む時代における、海洋の自由の根幹的部分と言える。そしてこの自由を、皆で様々な脅威から護っていくことが必要である。

- (3) 今日、海洋の自由の脅威には、海賊、テロ、組織犯罪、そして国家間の紛争があり、グローバルな貿易のかなりの割合、量的にはほぼ 90%、価値としては 77%が海を經由している。インドの場合、600 以上の島々、7,500 キロを超える海岸線を有し、EEZ は 250 万平方キロ以上、国連海洋法条約の下で採掘が認められている海域はインド南端から約 2,000 キロに及ぶ。インドの戦略的位置から、海上テロ、海賊、麻薬密輸といった非対称脅威が戦略上の優先課題になってきており、特にムンバイ同時多発テロ以降、沿岸や海洋防衛能力を向上させる多くの処置を講じてきた。
- (4) しかしながら、国家がこのような問題への対処能力を向上させているときは、共通認識を向上させ国家間の紛争を避ける必要性も高まる。この点で、インドは、南シナ海の問題について、関係国の努力と中国と ASEAN 間で 2011 年 11 月に合意された、「2002 年の中国・ASEAN の南シナ海における関係国行動宣言の実施のための指針」を歓迎する。我々は、対話と交渉によって問題が解決することを希望している。
- (5) 現在、増大する海賊の脅威に対処するには、強力な海賊対策とより迅速な海賊行為への処罰が必要である。マラッカ海峡やアデン湾で見られるように、各国の協力関係に基づく海賊対策の進展は大いに勇気づけられるものである。このような協力の精神を、国家間の紛争を防ぐ方向へ発展させていく必要がある。これは、国際法の原則の枠組みの下での対話と共通認識の増進によってのみ可能となるものである。そこでは、小さな国の権利も平等に扱われなくてはならない。インドは、多くの国、特に ASEAN 諸国やその他の多くの海洋沿岸国と共に、海洋安全保障問題に関する建設的な対話プロセスに積極的に関わっていく。ARF、ADMM プラス、IOR-ARC や IONS といった会議を支援し、強化するよう取り組む。インドは、海上領域に死活的に重要な国益を有しており、我々は責任ある国際社会のメンバーとして、開かれた、透明性のある、海洋の自由を維持し、保護する海上安全保障の枠組構築に貢献していくつもりである。

記事参照 : Protecting Maritime Freedoms, delivered by A K Antony, Minister of Defence, India
<http://www.iiss.org/conferences/the-shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-2012/speeches/second-plenary-session/a-k-antony/>

1.3 南シナ海関連事象

6月4日「中国の成長中の漁業と地域的な海洋安全」(RSIS Commentaries, No. 091, June 4, 2012)

シンガポールのナンヤン工科大学ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) は、6月4日付けの RSIS Commentaries, No 091 で、RSIS の上級研究員張宏洲 (Zhang Hongzhou) による、“China’s Growing Fishing Industry and Regional Maritime Security” と題する論説を掲載した。筆者は、中国の沿岸漁業から沖合漁業への転換には、地域的な海洋安全保障上、漁業紛争を引き起こす可能性がある反面、こうした紛争が地域的協力を促す好機ともなり得るとして、要旨以下のとおり述べている。

(1) 中国の水産物の需要と供給の不均衡

中国の急速な経済発展は、国民の収入を大幅に増加させ、水産物の需要に拍車をかけている。中国の水産物の1人当たりの消費量は、1970年の5キロから2010年には25キロまで増加した。中国の総人口の拡大は水産物の更なる需要をもたらしている。中国沿岸海域における漁獲量は、全漁獲量の半分以上を占めているが、依然として乱獲と深刻な海洋汚染をもたらし、沿岸海域での中国の漁業資源の急速な枯渇を招いている。また、中国と近隣諸国間の漁業協定によって、中国漁民が漁獲可能な海洋水産資源は更に減少した。その結果、数百万人の中国漁民が魚のいない沿岸海域に閉じ込められている。

(2) 不均衡に対処するための政府の取り組み

中国政府はこの不均衡に対処するため、内水魚及び海洋魚の養殖を優先的に促進し、養殖による水産量は、現在中国における水産物総生産の70%以上を占めるに至っている。海洋漁業に関しては、乱獲を制限し水産資源を維持するため、中央及び地方での漁船団の縮小と漁師の転職が奨励されてきた。しかしながら、海洋漁獲量は安定したものの、漁船の数だけでなく、漁業労働者が逆に増え続けている。中国政府の漁船団と漁業労働力縮小への試みが、限られた成功しか達成できていないのは、いくつかの理由がある。第1に、漁業部門に割り当てられた予算があまりに少なく、目標達成が不十分である。第2に、中央と地方政府の利害の対立が努力の効果を損ねている。第3に、漁師の転職は、教育訓練の欠如に加え、海に慣れ親しんできた漁師には困難である。第4に、内陸部からの貧民農民の流入が海洋漁業の労働力に過剰を来している。

(3) 地域海洋安全保障への含意

中国の沿岸漁業から沖合漁業への転換は、近隣諸国のEEZに属し、また係争海域でもある海域へ、操業拡大をもたらしている。その結果、中国漁民が絡む漁業紛争が近隣諸国の海洋法令執行機関による厳しい取締りによって政治問題化すれば、地域的な外交及び安全保障上の緊張のトリガーとなる恐れがある。一方で、こうした紛争は、地域的協力を促す好機ともなり得る。この地域の漁業には、違法操業、乱獲、海賊及び海洋環境の劣化など共通する課題がある。こうした課題に取り組むには、1国だけでは成し得ず2国間及び多国間の協力が必要である。こうした漁業協力は、地域諸国にとって相互の信頼と理解を促進する上で極めて有用であり、地域的な海洋における安全保障としても重要である。

(4) 展望

中国の沿岸海域における漁業資源の枯渇と過剰な漁業労働力を抱えた沿岸漁業から沖合漁業

への変換は、今後数年間続くであろう。このことから、中国と地域諸国との漁業紛争が絶えず、増加することすら懸念される。漁業紛争を管理し、外交・安全保障上の紛争への拡大を防ぐため、国家的、地域的取り組みが必要である。中国は、需要と供給の不均衡を是正するとともに、地域的な協力と調整を進めていく必要がある。もし、中国がこれらを旨く処理できるとすれば、漁業協力が地域の海事協力の出発点となり、他の領域の協力にも「波及効果」を与えるだろう。

記事参照：China's Growing Fishing Industry and Regional Maritime Security

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0912012.pdf>

6月5日「中比両国艦船、スカボロー礁から撤退」(Inquirer.net, AFP, June 5, 2012)

フィリピン外務省が5日に明らかにしたところによれば、フィリピンと中国の政府公船は係争中のスカボロー礁から引き上げた。フィリピン外務省報道官は、中国は2隻の政府公船をスカボロー礁内のラグーンから撤退させ、同時にフィリピンの漁業・海洋資源局の調査船も引き上げたが、30隻の中国漁船がラグーン内に居座っている、と語った。同報道官によれば、2隻の中国政府公船はラグーン外側の6隻の政府公船と合流した。一方、フィリピンの調査船は外側の海域にいる別のフィリピン政府公船と合流した。同報道官は、こうした措置により、最終的にはスカボロー礁を巡る両国の緊張が緩和されていくであろう、と語った。

記事参照：Chinese, PH vessels pull out of Scarborough Shoal – DFA

<http://globalnation.inquirer.net/38907/chinese-ph-vessels-stay-away-from-panatag-shoal-dfa>

【関連記事 1】

「比大統領、スカボロー礁から巡視船引き上げ命令」(The Washington Post, AP, June 16, 2012)

フィリピンのデルロサリオ外相が16日に語ったところによれば、アキノ三世大統領は、台風通過を理由に、スカボロー礁の2隻の沿岸警備隊巡視船の引き上げを命じた。外相によれば、天候回復次第、巡視船が現場海域に再び派遣されるかどうかは未定という。

記事参照：Philippines pulls out ships from disputed shoal in South China Sea because of bad weather

http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/philippines-pulls-out-ships-from-disputed-shoal-in-south-china-sea-because-of-bad-weather/2012/06/16/gJQAU1fVgV_story.html

【関連記事 2】

「フィリピン、スカボロー礁で中国漁船を確認」(Inquirer.net, June 26, 2012)

フィリピン外務省は26日、スカボロー礁のラグーン内に中国漁船が帰ってきていることを確認した。外務省報道官は、「2日前には、ラグーン内に1隻の漁船もいなかったことを海軍が確認していた」と語った。しかし、26日になって、海軍司令官は、25日午後現在、約28隻の中国漁船と政府公船が確認され、その内、23隻がラグーン内にいることが確認された、と語った。海軍の航空機、Islanderがスカボロー礁上空に派遣された。中国は、5月16日から8月1日まで、西フィリピン海(南シナ海)の一部に漁業禁止海域を設定しているが、中国漁船は、スカボロー礁周辺海域での操業を求められている。フィリピンも同期間、漁業禁止を決めているが、スカボロー礁周辺海域では中国

の監視船にラグーン内での操業を阻まれている。

記事参照：Chinese fishing boats back in shoal – DFA

<http://globalnation.inquirer.net/41507/chinese-fishing-boats-back-in-shoal-dfa>

6月14日「ASEAN 諸国の多様な対中認識—イアン・ストーレイ」(The Wall Street Journal, June 14, 2012)

シンガポールの東南アジア研究所主任研究員、イアン・ストーレイ (Ian Storey) は、14日付の米紙、*The Wall Street Journal*に、“Asean Is a House Divided”と題する論説を寄稿している。ストーレイは、ASEAN 諸国の対中認識は多様で、南シナ海問題に関して一致して中国に対抗することが難しく、このままでは北京に各国との個別対応を許すことになろうとし、要旨以下のように述べている。

- (1) 4月10日以来のスカボロー礁を巡る中比対峙の中で、マニラにとって ASEAN からの支援がなかったことが打撃であった。ASEAN の沈黙は驚くに当たらない。ASEAN の断層線は、南シナ海で大きな経済的、戦略的利害を持つ国とそうでない国との間にある。大きな利害を持つ国は、南シナ海の沿岸諸国で、南シナ海において領有権を主張する、ブルネイ、マレーシア、フィリピン及びベトナムの4カ国であり、また、インドネシアやシンガポールも沿岸諸国に入る。
- (2) このグループの中でも、意見は分かれている。ベトナムやフィリピンにとって、南沙諸島やその他の島嶼を巡る中国との領有権紛争は、重大な国家安全保障上の懸案事項となっており、こうした懸念が最近の両国における軍事力近代化の原動力となっていた。他方、マレーシアやブルネイは、中国とは地理的に距離があり、領有権紛争を荒立てない傾向がある。更に、ベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイの領有権主張は相互の重複しているところがあり、このことがまた、これら4カ国による対中統一戦線の形成を阻んでいる。インドネシアやシンガポールは、南シナ海に領有権紛争を抱えていないが、北京の拡張主義的な領有権主張に警戒感を持っている。インドネシアは、国連で公式に中国の領有権主張に異議を申し立てた。シンガポールは、中国に対して、領有権主張の論拠を明確にすることを求めている。
- (3) 第2のグループは、カンボジア、ラオス、ビルマ及びタイの非沿岸諸国である。これらの諸国は、南シナ海問題について全く沈黙している。これら4カ国は、自国が領有権紛争に直接的利害を有するとは考えておらず、南沙諸島問題を切迫した安全保障上の懸念事項とは見ていない。加えて、中国は過去20年間、これら4カ国との間に緊密な政治的、経済的関係、そして安全保障関係を構築してきており、これら諸国は、北京に逆らうスタンスをとることで、対中関係を損なう危険を冒したくないと考えている。
- (4) ハノイとマニラは、ASEAN からの支援がないため、ワシントンとより緊密な防衛関係の構築など、新たな戦略的対応を追求してきた。米国が南シナ海の領有権紛争で果たすべき役割を巡る論議は、ASEAN 内部の亀裂を一層深刻なものにしている。一部の ASEAN 諸国は、ワシントンがより積極的な役割を果たせば、中国の反感を煽り、紛争解決への道を困難にするだけであろう、と懸念している。
- (5) 南シナ海問題は、ASEAN の安全保障問題の最優先課題となってきた。関係当事国がその領有権主張を強めれば、交渉による解決に必要な妥協の可能性が遠のく。緊張が高まるにつれ、ASEAN が紛争解決により積極的な役割を果たし、紛争の解決策を構築していくことへの期待

は、ますます大きくなろう。残念ながら、最近の出来事は、ASEAN はこうした期待に応えることができず、このままでは北京に各国との個別対応を許すことになる。

記事参照 : Asean Is a House Divided

<http://online.wsj.com/article/SB10001424052702303734204577465861459787498.html>

6月17日「フィリピン、米国から海洋監視装備購入へ」(Gulfnews.com, June 17, 2012)

米比両国は、南シナ海に対する広範な監視システムを構築する計画に着手した。フィリピン国軍報道官が17日に明らかにしたところによれば、フィリピン政府は、米国から多用途揚陸艇(LCU)1隻、沿岸監視システム2セット、出力20ワットの車載ラジオ105台、夜間戦闘システム3セット及び空中監視カメラを購入することを決定した。同報道官によれば、政府はまた、レーダーなどのその他の装備も購入する計画である。監視システムは、フィリピンの領海とEEZにおける外国艦船を監視するために使用される。

記事参照 : Philippines, US erect National Coast Watch Centre

<http://gulfnews.com/news/world/philippines/philippines-us-erect-national-coast-watch-centre-1.1036579>

6月21日「中国、ベトナムの領有権主張を『無効』と批判」(Reuters, June 21, 2012)

中国は21日、南シナ海の島嶼の領有権を主張するベトナムの海洋法に「全面的に反対する」と非難した。中国の外務次官は、在北京のベトナム大使に対して、南沙諸島と西沙諸島の領有権を主張するベトナムの新法が「重大な主権侵害」であり、「直ちに是正する」ことを求めた。中国外務省の声明は、「南沙諸島と西沙諸島に対して主権と管轄権を主張するベトナムの海洋法は、中国の領土主権の重大な侵害である。中国は、断固かつ全面的に反対する」と述べている。ベトナム国会は21日、海洋法を承認した。同法は、ベトナム領海を通航する全ての外国船舶に対して、当局への通報を義務づけている。

記事参照 : China says Vietnam claim to islands "null and void"

<http://www.reuters.com/article/2012/06/21/us-china-vietnam-sea-idUSBRE85K0EM20120621>



Left: A Vietnamese floating guard station is seen on Truong Sa islands or Spratly islands.
Right: Motorboats anchor at a partially submerged island of Truong Sa islands or Spratly islands.

Source: Reuters, June 21, 2012

【関連記事】

「中国、南シナ海に『三沙市』制定」(The Global Times, June 25, 2012)

中国民政部は 21 日、南シナ海の南沙、西沙及び中沙の各諸島を管轄する「三沙市」を制定すると発表した。「三沙市」の制定構想は 2007 年からあったが、ベトナムの抗議によって棚上げにされていた。今や、中国は強固な措置を取るに至った。市の制定は、管轄権の行使という面で、ベトナムの海洋法より強力であり、南シナ海における中国のプレゼンスを一層明確なものとする。新市は一定の外交活動の自由を認められる。日本や韓国の地方自治体が積極的な外交的活動を展開しているが、中国もこうした事例から学ぶことができる。南シナ海における最悪のシナリオは必ずしも戦争ではない。より悪い状況は、米国に後押しされたベトナムやフィリピンが、中国に対してより挑発的になることである。「三沙市」の制定は、南シナ海における中国の対応の新たな展開である。

記事参照 : Sansha new step in managing S.China Sea

<http://www.globaltimes.cn/content/716822.shtml>

6 月 21 日「中国、いずれ南シナ海の深海底資源掘削へーエネルギー専門家の予測」(Reuters, July 21, 2012)

21 日付の Reuters は、中国の国営石油大手、「中国海洋石油総公司」(CNOOC) の国産深海掘削リグ、「海洋石油 981」が現在、香港南方沖合 320 キロで掘削作業を行っているが、エネルギー専門家の予測では最終的には南シナ海の深海底掘削に向かうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国のエネルギー専門家は、北京は最終的には、「海洋石油 981」を、南シナ海の南方の石油資源が豊富なより深い海域に移動させるであろう、と見ている。この海域は、中国、ベトナム、フィリピン、台湾、マレーシア及びブルネイの領有権主張が重複している海域である。中国の南シナ海研究所 (The National Institute for South China Sea Studies) の劉鳳上級研究員は、「中国の海洋掘削技術が向上しているので、南シナ海の中央部、南部海域での掘削に『海洋石

油 981』を投入するのは時間の問題であろう」と述べている。また、厦門大学エネルギー経済研究所中国センター (The China Center for Energy Economics Research at Xiamen University) の林伯強所長は、CNOOC が係争海域にリグを移動させるかどうかについて、「そうすると見ている。CNOOC がしなければ、他の国がやるだろう。CNOOC がしないはずがない」と述べた。

- (2) 南シナ海の深海域は手付かずのままだが、その主な理由は、石油業界が領有権主張国間の緊張関係の中で自国の沿岸域から遠く離れた係争海域で開発することを躊躇ってきたためである。CNOOC は、5月に香港南方沖合で掘削作業を始めた時、「海洋石油 981」を「動く国土」と称したが、今後係争海域に移動させるかどうかについては言及を避けた。しかし、「海洋石油 981」による掘削開始によって、経済を賄うための中国の石油・天然ガス開発はいずれ南シナ海の係争海域に及び、他の領有権主張国との対決を引き起こしかねないとの懸念を高めた。CNOOC の王宜林・董事長は、「この大型深海掘削リグは、中国の沖合石油産業の発展を促進するための、我々の動く国土であり、戦略的兵器である」と強調している。これに対して、ベトナムは、彼らが「東海」と呼ぶ南シナ海における資源開発に当たっては、国際法規の相互尊重を求めてきた。ベトナムの外務省報道官は、「各国による東海での活動は、国際法規に従わなければならない、他国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害すべきではない」と主張した。
- (3) 南シナ海の中央部、南部海域には豊富な炭化水素資源があると推測されている。そして、これらの海域は係争海域である。2008年3月の米エネルギー情報局の報告書では、南シナ海全域で80億バレルから最大で213億バレルほどの石油埋蔵量が見込まれている。最も楽観的な見積りは現在の中国の需要の60年以上に相当し、BP Statistical Reviewによれば、これはサウジアラビアとベネズエラを除く、他のあらゆる国の石油埋蔵量を上回る。中国の国営メディアが、南シナ海を「第2のペルシャ湾」と呼んできた所以である。新華社通信は5月に、南シナ海における石油・天然ガス資源の約70%が深海域に存在すると見られると報じている。地質学者は、南シナ海の石油と天然ガス資源は、一部は最大深度4,700メートルの深海底にあるが、大部分は水深数百から3,000メートルの間の海底にある、と主張してきた。
- (4) 中国は、「海洋石油 981」を使用すれば、初めて水深3,000メートルまでの海域で掘削できる。「海洋石油 981」は現在、水深1,500メートルで掘削している。中国は、世界的な石油開発ブームの中で、民間企業のリグをレンタルできなかつたため、自前の深海掘削リグの完成を待たなければならなかつた。半潜没式掘削リグと掘削船を含む世界の深海掘削リグの稼働率は、90%から100%の範囲である。掘削機器の不足はまた、開発海域が係争海域であることと相俟って、外資系企業の参画を阻んできた。係争海域に進出する決定権はCNOOCにはなく、北京の政策決定者にある。シンガポールのナンヤン工科大の李明江准教授は、「中国メディアは、このリグの技術に興奮しているようである。ナショナリズムが煽られれば、CNOOCは、中央からのより多くの支援と投資が期待できるかもしれない」と見ている。しかし、CNOOCにとって大きなリスクは、炭化水素鉱床がどのように海底に分布しているかが分からないことである。近年、東南アジア諸国の沿岸域で発見されるのはほとんどが天然ガスであることから、地質学者や開発業者の間では、南シナ海では石油よりも天然ガスが多く存在するとの見方が強まっている。天然ガスは、生産、貯蔵及び輸送にかかるコストが石油よりはるかに高つく。香港の証券ブローカー、CLSAのパウエル Asian Oil and Gas Research 部長は、「地質学的リスクは別にして、最大の問題は、『海洋石油 981』が何かを発見するとすれば、それは石油より天然ガスである可能性が高く、も

しそれが 1,000 や 2,000 メートルの海底なら、採掘するのに非常に高くつくということである。言い換えれば、それは不経済ということになる」と指摘している。

記事参照：China tests troubled waters with \$1 billion rig for South China Sea

<http://www.reuters.com/article/2012/06/21/us-china-southchinasea-idUSBRE85K03Y20120621>



「海洋石油 981」

出典：中国網日本語版（チャイナネット）、2012年5月8日

【関連記事】

「中国海洋石油、ベトナム近海で開発鉦区設定」(The Wall Street Journal, June 27, Diplomat, June 27, and Bloomberg Business Week, June 28, 2012)

中国国営石油大手、「中国海洋石油総公司」(CNOOC)は23日、ベトナム近海で9カ所の開発鉦区を設定し、外資に開発を呼びかけた。これに対してベトナムの国営石油会社、PetroVietnamは27日、中国に対して、開発計画の撤回を求めた。PetroVietnamによれば、CNOOCの鉦区はベトナムのEEZ内にあり、その内2カ所はPetroVietnamが外資のExxon, Gazprom (OGZD)、India's Oil & Natural Gas Corp、更にTalisman Energy Inc. (TLM)に認めた開発鉦区と重複している。

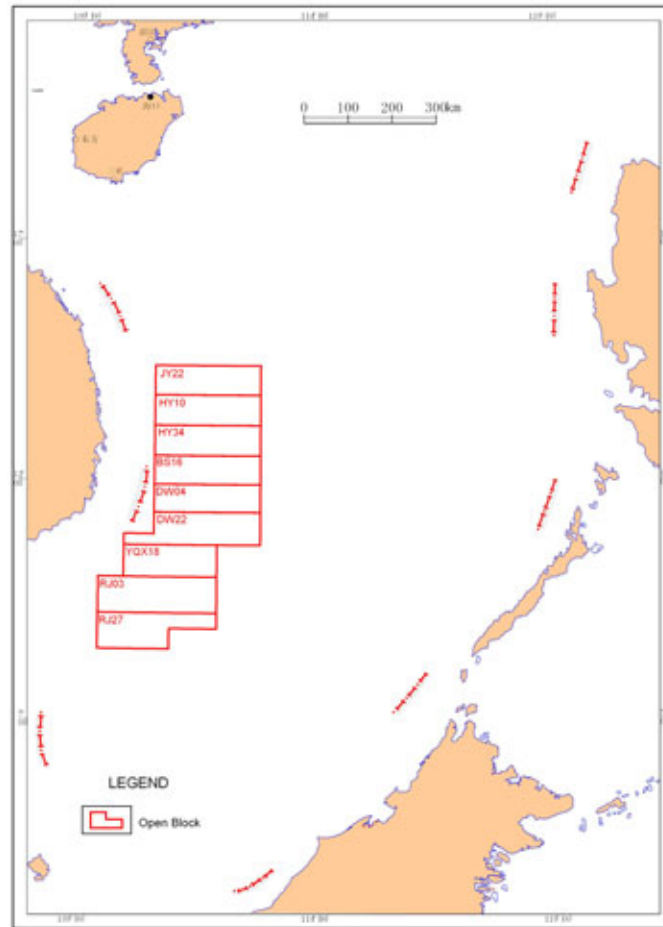
CNOOCの開発鉦区は、約16万平方キロに及び、水深300～4,000メートルである。香港の専門家は、ベトナムの抗議もあり、こうした紛争海域での開発に乗り出す外資はほとんどいないと見ている。また、この専門家は、中国の南シナ海における領有権主張を強化したい中央政府の思惑に、CNOOCが利用された、と指摘している。

米国のマサチューセッツ工科大(MIT)のフラベル(M. Taylor Fravel)准教授は、27日付のWeb誌、The Diplomatに寄稿した論評で、以下の諸点を指摘している。

- (1) CNOOCの鉦区は、完全に南シナ海の紛争海域にある。地図が示すように、鉦区は、中部ベトナム沖にあり、約16万平方メートルに及ぶ。幾つかの鉦区の西端はベトナム沿岸から80カイリも離れておらず、ベトナムのEEZ内に含まれる。また、ベトナムが外資に認めた開発鉦区とも一部が重複している。恐らく、外資は、紛争海域における開発でCNOOCに協力すること

はないと見られる。

- (2) それでも、CNOOC の発表は、幾つかの点で重要である。まず、こうした開発鉅区の発表は、「三沙市」の制定とともに、これらの海域に対する中国の管轄権強化政策の一環である。また、CNOOC の発表は、2011 年夏以来の南シナ海問題に対する中国の穏健なアプローチの信頼性を損なう。更に、開発鉅区の位置は、中国が「9 断線」地図を南シナ海における中国の「歴史的権原」と解釈していることを示している。これは、海洋に対する権利は領土からのみ主張できるとする、国連海洋法条約 (UNCLOS) とは矛盾している。



Notification of Part of Open Blocks in Waters under Jurisdiction of the People's Republic of China Available for Foreign Cooperation in the Year of 2012

Source: CNOOC HP, Press Center, June 23, 2012

<http://en.cnooc.com.cn/data/html/news/2012-06-23/english/322127.html>

6月26日「中国、南シナ海に監視船派遣」(Xinhua, June 26, 2012)

中国国家海洋局の監視船、「海監」4隻は26日、海南島三亚から南シナ海の哨戒に出港した。海洋局の匿名の幹部によれば、今回の哨戒活動は航海距離にして2,400カイリを超え、また「状況が許せば」、艦隊演習も実施する。

記事参照：China sends patrol ships to South China Sea

http://news.xinhuanet.com/english/china/2012-06/26/c_131677621.htm



China Marine Surveillance Ships On Patrol In The South China Sea

Source: gCaptain, June 18, 2012

1.4 外交・国際関係

6月6日「米中両国、インドに秋波」(The Times of India, June 7, 2012)

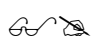
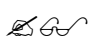
アジア太平洋地域が米中角逐の場となってきた中で、インドは6日、米中両国から秋波を送られた。訪印したパネッタ米国防長官は、アジア太平洋地域における戦力強化を目指す米国の新防衛戦略の中で、インドは「要」("a linchpin") となろう、と語った。パネッタ国防長官は、「米国は転換点にある。10年に及ぶ対テロ戦争後、我々は、新たな防衛戦略を開発しつつある。特に、我々は、西太平洋・東アジアから、インド洋地域と南アジアに伸びるアークに沿って、域内各国との軍事関係を強化するとともに、プレゼンスを強化していく。インドとの防衛関係は、この戦略における『要』である」と強調した。

一方、インドのクリシュナ外相と北京で会談した、中国の李克強副首相は、中印関係は21世紀における最も重要な関係になろう、と述べた。中国は、射程5,000キロを超えるAgni-Vミサイル実験をインドの超大国への野心の表れと見て、対インド論調を融和的トーンに転じ、俄かにインドの戦略的自立を持ち上げ始めた。例えば、人民日報では、独自の外交政策を持つインドは他国の走狗となり得ないとの論調が見られるようになった。

米中の角逐はインドにとっても問題である。インドは、中国を封じ込める米国の大戦略の一環と見られたくない。インドは、米国との防衛関係の強化を望んでいるが、既に軍事化されているインド洋海域への海軍力の増強を望んでいない。

記事参照：US, China woo India for control over Asia-Pacific

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-06-07/india/32100282_1_asia-pacific-defence-cooperation-defence-secretary

 トピック 

国連海洋法条約加入を巡る米上院公聴会

米上院外交委員会は6月14日、米国の国連海洋法条約（UNCLOS）加入を巡る2回目の公聴会を開催した。以下は、グリナート海軍作戦部長とパップ沿岸警備隊司令官の証言要旨である。

1. グリナート海軍作戦部長

- (1) 米国は世界最強の海洋国家として、UNCLOS 加入は、海軍の活動に恩恵を及ぼす。侵略を抑制し、紛争を防止し、あるいは戦争に勝利するための米海軍の能力は、世界の海洋を自由に航行できる能力にかかっている。UNCLOS に定められたルールは、軍用及び商用の船舶及び航空機に対して世界の海洋へのアクセスを認めており、インドネシアのような群島水域においても、氷海が後退して新たな航路が開かれつつある北極海においても、他国の許可を必要としない。この条約は、米海軍の潜水艦が潜航状態で、艦船が航空機の運用を行いながら国際海峡を通過する権利を与える。また、他国の EEZ や公海において米海軍の艦船や航空機に広範な航行の権利と自由を与え、米海軍艦船・航空機の主権的地位を保証する。この条約は、船舶の積み荷や推進動力の如何を問わず、航行の自由を認めており、これは、原子力推進を広範に利用する米軍にとって極めて重要な権利である。
- (2) UNCLOS は、海洋紛争の平和的解決のための公式かつ一貫した法的枠組みを提供するものである。この条約は、国家が海洋において法的に主張できる管轄範囲を規定している。UNCLOS に加入すれば、米国は、その解釈と運用に発揮し得る影響力を増大することができる。最近の西太平洋における米海軍の活動に対する妨害、あるいはイランによるホルムズ海峡封鎖の威嚇は、国際海域へのアクセスを規制しようとするもので、国際法規に対する違反であり、これらに対処するためにも、この条約を適用する必要がある。米国が加入すれば、我々は、法に基づくルールを強要し、これらの海域における軍事活動を遂行する自由を確保する上で、自らの立場を強化できるであろう。
- (3) 米国の主要同盟国は全て UNCLOS 加盟国であり、他の国連安保理常任理事国も、また北極海沿岸国もそうである。米国が加入しなければ、条約規定を選択的に適用する口実を他国に与え、それによって今日我々が享受している航行の自由が脅かされる恐れがある。米国の加入は、我々のパートナー諸国との多国間活動を強化し、海洋における法の支配に対する明確なコミットメントを示すことができる。
- (4) UNCLOS は、米国の軍事活動を制限するものではない。もし軍事活動を制約するものであれば、私は、UNCLOS を支持しない。海軍の海洋、特に戦略的に重要な海域へのアクセスは、UNCLOS 加入によって強化されるであろう。米国は世界最強の海洋国家として、UNCLOS による法的確実性とグローバルな海洋秩序から大きな利益を得ることができる。海洋における諸活動の法的根拠として、もはや慣習や伝統に頼るべきでなく、UNCLOS に依拠すべきである。UNCLOS は、米国の国家の安全保障と繁栄を護る重要な手段である。

記事参照 : Statement of Admiral JONATHAN GREENERT, Chief of Naval Operations Before
The Senate Committee on Foreign Relations on Law of The Sea Conventuion
http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Admiral_Jonathan_Greenert_Testimony.pdf

2. パップ沿岸警備隊司令官

(1) UNCLOS による法的確実性と安定性は、第 1 に米国の海洋における主務者として卓越した任務遂行能力を維持し、第 2 に米国の繁栄を確保し、第 3 に米国の北極海域における将来を保証する上で、沿岸警備隊の活動を強化するものであると確信している。米国は、海洋国家であり、また北極海沿岸国でもある。我々は、9 万 5,000 カイリ以上に及ぶ世界最長の海岸線を有する国であり、毎年 1,220 億ドル以上の収入をもたらす世界最大の EEZ を有している。米国の海上輸送システムは、海外貿易の 95% を担う 361 の港湾と数千マイルに及ぶ海上交通路から構成されている。米国の貿易の大部分は、米国の港湾に年間 6 万回以上寄港する延べ 7,500 隻以上の船舶で輸送されている。海洋資源を含む我々の海洋権益を保護することは極めて重要である。要するに、沿岸警備隊は、海洋において米国人を保護し、海洋を経由する脅威から米国を護り、そして海洋自体を保護するために、海洋での永続的なプレゼンスを維持しなければならない。

(2) 米国の海洋における主務者としての卓越した任務遂行能力の維持

国際海峡を自由に航行し、無害通航を実施し、そして公海の自由を享受することは、UNCLOS が成文化している国際法上の重要な権利である。この権利に基づいて、我々の巡視船や航空機は、当該沿岸国の許可や事前通報の必要がなく、航行することが認められることになる。我々は現在、航行の権利と自由を慣習国際法に依拠している。しかし、慣習国際法は、時間の経過とともに進化する。米国が UNCLOS に加入することで、沿岸警備隊は、その活動を維持するための権利の行使に当たって、最強の法的基盤と優位な地位を得る。UNCLOS の最も重要な条項の 1 つは、12 カイリの領海主張の法制化である。領海 12 カイリにより、沿岸警備隊は、領海外の海域において臨検の権利を持ち、同様に船舶の国籍を調べるための接近と立ち入り検査の権利をも持つことになる。UNCLOS に関連する沿岸警備隊の法執行活動は、特に麻薬密売、違法移民及びテロ対策に関するものであり、国際的なパートナーシップの下で活動している。これらのパートナーの大部分が UNCLOS 加盟国であり、未加入はこれら諸国の強力を得る上で障害となる。

(3) 米国の繁栄の確保

UNCLOS に加入すれば、商船も航行の自由を享受することが保証される。米国は、海上貿易の安定を確保し、経済的信頼を向上させ、深海における海底資源の開発に門戸を開くため、この条約を必要とする。

a. 活気があり安全な港湾は、健全で繁栄する経済に不可欠である。米国の港湾に寄港する船舶は、米国のポート・ステート・コントロール（外国船舶監督）を受ける。沿岸警備隊は、船舶の検査、海員の技量保証並びに最高基準の海洋安全、安全保障及び環境保護とともに、港湾活動の監視を含む包括的なポート・ステート・コントロール・プログラムを維持している。国際海事機構（IMO）に採択された国際統一基準は、このプログラムの基盤であり、速度に依存する輸送システムの要である。今日米国は、実質的な IMO 基準の当事者でありながら、UNCLOS の法的枠組みの下にはないという異常な状況にあり、その能力が限られている。この条約に加

入すれば、IMO における沿岸警備隊の取り組みが強化され、重要な国際規格の継続的な開発をリードすることができる。

- b. UNCLOS は、米国の延伸大陸棚に存在するエネルギー資源、鉱物資源及びその他の資源とともに、世界で最も広い EEZ 中の海洋資源に対する米国の主権的権利を法的に確実なものとする。この条約は、国際的な漁業規制とその執行の法的枠組として広く受け入れられている。沿岸警備隊は、不法操業、不法侵入あるいは違法な開発から我々の貴重な海洋資源を保護することで、米国の主権を護っている。この条約に加入することで、これらの主権的権利をより強固な法的基盤の上に置き、沿岸警備隊の能力を強化する。
- c. UNCLOS は、海洋汚染の問題に国際レベルで取り組むため、沿岸国としての法的枠組を提供している。沿岸警備隊は、海への油流失に対する国の主務者であり、海洋における如何なる危機にも対処するため、特に越境汚染の場合など、可能な限り最強の法的基盤が必要である。我が国の沿岸領域でもある隣国沖合でのエネルギー生産や探査活動が増加しているため、沿岸警備隊は、事故を未然に防止し、また発生した事故にも対処するため、それらの国々と協調して活動する事が不可欠である。この条約は、協力の基盤となるものであるが、我々は全ての近隣諸国と異なり、加盟国ではない。この条約への加入は、米国の領海と海岸に達する外国からの、あるいは外国船舶からの海洋汚染のリスクを軽減する上で、沿岸警備隊に多くの必要な手段を与えることになる。

(4) 米国の北極海域における将来の保証

北極海の海水が後退するにつれて、この海域における米国の経済的利益も大幅に増え、この海域がより活用されるようになる。また、航行の権利や沖合の資源探査及び採掘あるいは環境保全などの重要な問題が生じる。沿岸警備隊は、北極海域における米国の利益を保護する強力な法的権限を持っている。沿岸警備隊は、アラスカが米領になって以来、北極海で活動しており、我々の責任は、米国の利益に伴い拡大していくであろう。米国は、この条約加入していない唯一の北極海沿岸国である。海水が後退した北極海は、多くの課題があるが、素晴らしい好機ともなる。UNCLOS は、我々がこの好機を活用するために必要な鍵となる法的枠組を提供する。沿岸警備隊は、米国の北極海域の将来を保証するために、この条約を必要としている。

(5) 何故、今加入か？

UNCLOS とその後の第 11 部（深海底）の履行に関する 1994 年協定は、米国の外交的勝利であった。これらのドキュメントは、沿岸国であり最強の海洋国家である米国に非常に有利な国際法の成文化であり、米国の利益を維持し、保護するものである。沿岸警備隊が効果的にこの条約の規定を適用するには、米国が加入しなければならない。

米国は数十年間、運用に参加もできなければ、加入によって生じる付加的な利点も享受することもなく、UNCLOS に準拠して行動してきた。米国は、UNCLOS に加入することで、海洋を管轄する国際的なルールの新なる発展に影響を与え、主導権を発揮すべきである。米国は、国家経済と安全保障上の利益を保護するため、本質的に変化しやすい性格の慣習国際法にあまりにも多くを依存するリスクを冒している。

沿岸警備隊は、世界の海洋とその上空と海中、海底での活動に取り組み、その法定任務を促進するため、包括的な法的枠組を必要としている。UNCLOS には、現在 162 カ国が加入している。米国が UNCLOS に加入することで、沿岸警備隊にマイナスになるようなことは見当たらない。逆に、UNCLOS に加入することは、沿岸警備隊の能力を大いに強化することになる。

記事参照 : Testimony of Admiral ROBERT PAPP, Commandant, U.S. COAST GUARD on Accession to The 1982 Law of the Sea Convention Before The Senate Committee on Foreign Relations

http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Admiral_Robert_Papp_Testimony.pdf

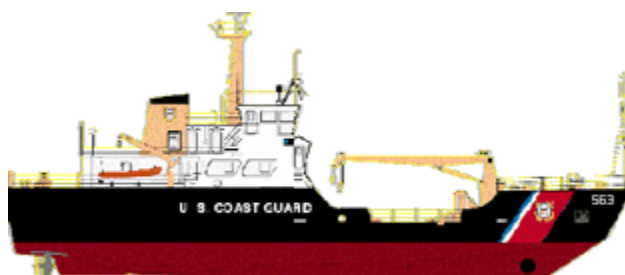
1.5 海洋資源・エネルギー・海洋環境・その他

6月20日「米沿岸警備隊、バイオ燃料テスト」(Navy Times, AP, June 21, 2012)

米ワシントン州エバレットを母港とする沿岸警備隊設標船、USCG *Henry Blake* は20日、藻類とディーゼル油を50対50の割合で混合したバイオ燃料を全ての燃料タンクに満載し、最初のバイオ燃料による航行試験を実施し、21日にピュージェットサウンドに入港した。沿岸警備隊は、海軍が6月29日からハワイ周辺海域で開始するRIMPAC演習期間中に実施する、空母、USS *Nimitz* 攻撃群による“Great Green Fleet”計画の調査に協力している。沿岸警備隊による試験は2012年夏を通じて実施され、評価される。バイオ燃料は海軍が提供した。8月3日まで実施されるRIMPAC演習では、USS *Nimitz* 攻撃群は、バイオ燃料実験を行う。空母自体はバイオ燃料を使用しないが、搭載機は、航空燃料とカメラナ油との混合燃料を使用する。随伴戦闘艦の内、3隻、誘導ミサイル巡洋艦、USS *Princeton*、駆逐艦2隻、USS *Chung-Hoon*、USS *Chaffee* は、ディーゼル油と藻類の混合燃料を使用する。

記事参照 : First Coast Guard ship testing biofuel

<http://www.navytimes.com/news/2012/06/ap-first-coast-guard-ship-testing-biofuel-062112/?utm>



USCG *Henry Blake*

Source: USCG HP

6月21日「米空母、初の漁業監視任務」(Navy Times, June 21, 2012)

21日付の *Navy Times* の報道によれば、空母、USS *Carl Vinson* 攻撃群は、5月に任務を終えて母港に帰投する途上、南太平洋海域の漁場で初めての漁業監視任務を実施した。この種の任務は通常、沿岸警備隊が実施しているが、USS *Carl Vinson* は初めて、オーストラリア北西の広大なオセアニア海域で不法操業監視などの任務を遂行した。これは、太平洋海域で海軍への期待が高まる新たな任務

の事例である。海軍当局者によれば、オセアニア海域は米国経済にとっても、また財政を地元漁業に依存する太平洋の 22 の島嶼国家にとっても重要な海域である。この海域には赤道に沿って「ツナ・ベルト」があり、世界のマグロ漁獲量の 57%を占める。ホノルルにある、米沿岸警備隊第 14 管区のモーリン司令官によれば、この海域では不法操業が蔓延っており、年間約 17 億ドルが不法操業によって失われている。沿岸警備隊の限られた戦力では、オセアニア海域での海空両面からの海洋法令執行活動が困難になってきている。海軍は 2009 年に初めて、沿岸警備隊の The Oceania Maritime Security Initiative (OMSI) に対する支援を始め、ハワイからフリゲート、USS *Crommelin* を沿岸警備隊による漁業監視に同行させた。以来、海軍は十数回、この種の任務を遂行している。USS *Carl Vinson* は、5 月 7 日から 15 日の間、随伴の誘導ミサイル巡洋艦、USS *Bunker Hill*、誘導ミサイル駆逐艦、USS *Halsey* と共に、OMSI に参加した。これは、これまでで海軍による最大の OMSI 支援となった。空母のヘリを含む各種艦載機は、50 回以上の哨戒飛行を実施した。空母部隊の幹部は、「我々の任務は、海洋法令執行活動を支援することで、海域情勢識別能力 (maritime domain awareness) を強化することである。この種の任務は、第 7 艦隊と第 3 艦隊にとって持続的な任務になると思われる」と語っている。オセアニア海域は、米国の EEZ の 43%を占め、130 万平方カイルに及び、アラスカ州の 2 倍以上の広大な海域である。沿岸警備隊は、早ければ 2012 年 11 月にも、海軍の駆逐艦か巡洋艦に、沿岸警備隊の海洋法令執行チームを派遣することを計画している。

記事参照 : New carrier role in Pacific: fight illegal fishing

<http://www.navytimes.com/news/2012/06/navy-illegal-fishing-carl-vinson-pacific-062112/>



The carrier *Carl Vinson*, before it wrapped its deployment in May, was tapped to combat illegal fishing in the Oceania region, located northeast of Australia in the southern Pacific.

Source: Navy Times, June 21, 2012

6 月 23 日「中国潜水艇、7,000 メートル潜水記録達成」(Channel News Asia, June 24, 2012)

中国の新華社通信によれば、中国の潜水艇、「蛟龍号」は 23 日、西太平洋沖のマリアナ海溝で 4 回目の潜水で、7,015 メートルに達し、世界記録を達成した。「蛟龍号」は 3 人乗りで、設計上の潜水限界深度は 7,000 メートルとされる。専門家によれば、中国は、「蛟龍号」を海洋科学調査と将来の深

海底資源開発に活用する意向という。

記事参照 : China's submersible breaks 7,000-metre mark

http://www.channelnewsasia.com/stories/afp_asiapacific/view/1209543/1/.html



中国の潜水艇、「蛟龙号」

Source: Channel News Asia, June 15, 2012

2. 情報分析

2.1 大陸棚限界委員会の勧告と沖ノ鳥島の戦略的重要性

～ 中国の接近・地域拒否 (A2/AD) 戦略への我が国の対応 ～¹

河村雅美 (元海上自衛隊海将補)

1. 大陸棚限界委員会の勧告と中国の反発

外務省は4月28日、我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会 (CLCS ; Commission on the Limits of the Continental Shelf) の勧告について、要旨以下のような談話を発表した²。

- (1) 4月27日 (日本時間) 我が国は、大陸棚延長申請に関する CLCS の勧告を受領した。
- (2) 四国海盆海域について、沖ノ鳥島を基点とする我が国の大陸棚延長が認められたことを評価する。
- (3) 九州パラオ海嶺南部海域については、勧告が先送りとなったが、同海域について早期に勧告が行われるよう、引き続き努力していく。
- (4) 全体として、今回の勧告は、我が国の海洋権益の拡充に向けた重要な一歩と考える。

この発表に対して、中国外交部は同28日、「沖ノ鳥島に対する中国の立場は一貫しており、国際法 (国連海洋法条約 121 条第3項) に基づけば、沖ノ鳥島は排他的経済水域 (EEZ) および大陸棚を有しない」と即座に反論した。³中国と韓国は「沖ノ鳥島は島ではなく岩だ」と主張して異議を唱え、特に中国は沖ノ鳥島を基点とした我が国の大陸棚延長を認めないよう具体的な内容を含めた口上書⁴を CLCS へ提出していた経緯がある。

なお、パラオ共和国は、「九州パラオ海嶺南部海域」について同国の大陸棚との重複部分に注目しているが、日本の申請内容には異議はないと CLCS への口上書⁵で述べている。

¹ OPRF 海洋安全保障情報月報編集部注：本稿は、OPRF 海洋安全保障情報月報編集スタッフで、元海上自衛隊海将補の河村雅美氏の寄稿論説である。なお、本稿に述べられた見解は、河村氏個人の見解であり、海洋政策研究財団の見解ではないことをお断りしておく。

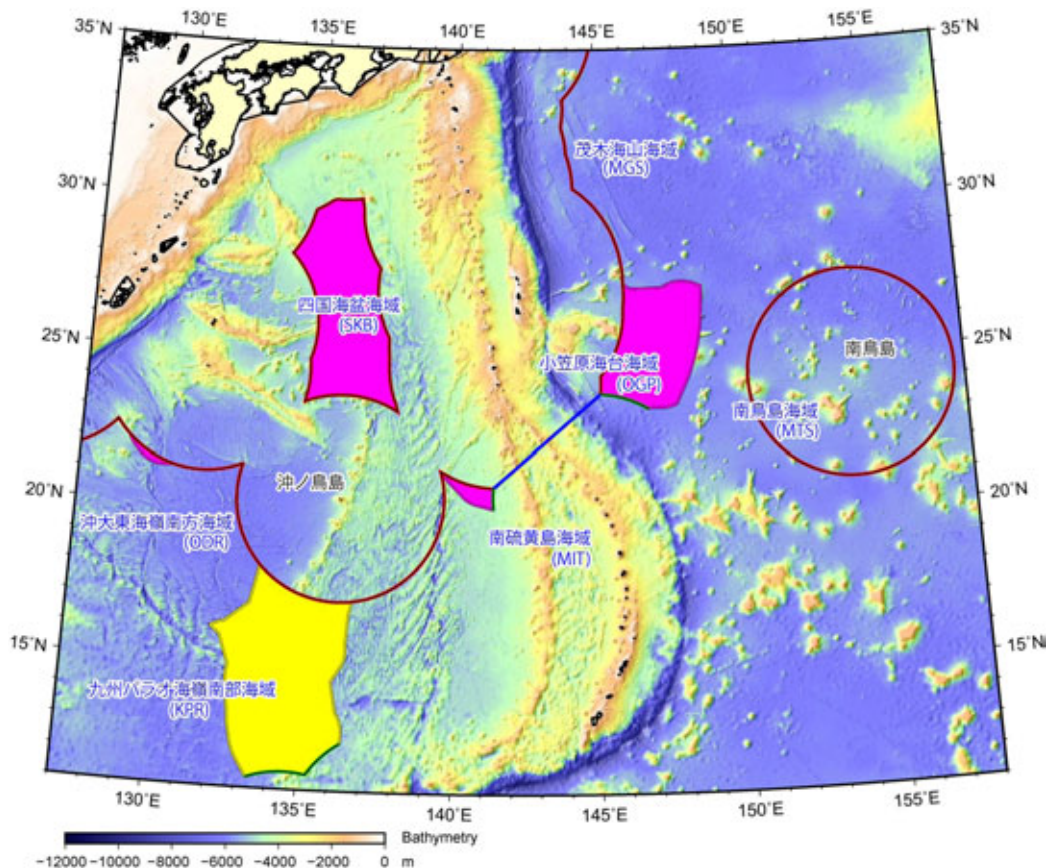
² 「我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告について」
外務報道官談話、平成24年4月28日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/24/dga_0428.html

³ Foreign Ministry Spokesperson Liu Weimin's Remarks on Japan's Information Release on the Okinotori Reef
<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2535/t928749.htm>

⁴ Reaction of States to the submission made by Japan to the Commission on the Limits of the Continental Shelf
Note No: CML/2/2009
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/jpn08/chn_6feb09_e.pdf

⁵ 同上: Note No: 029/PMUNS/09
http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/jpn08/plw_15jun09.pdf

我が国の延長大陸棚



出典：総合海洋政策本部会合（2012年5月25日開催）配付資料
 (資料4「我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について」の掲載図(我が国の延長大陸棚))
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai9/siryou4.pdf>

2. 沖ノ鳥島を基点とした大陸棚延長

我が国が大陸棚延長を申請した海域の中、沖ノ鳥島を基点とした部分を含むものは「九州パラオ海嶺南部海域」と「四国海盆海域」の2海域である。

6月3日に公表されたCLCSの勧告要旨によれば、勧告が先送りとなった「九州パラオ海嶺南部海域」については、口上書(注記：中韓からの異論と日本の反論)に言及された事項が解決される時までCLCSとしては勧告を出すための行動をとる立場にないとしている。⁶

一方「四国海盆海域」については、今次国会における自民党の佐藤正久参議院議員の質問に対する答弁書⁷によると、「沖ノ鳥島を基点とする大陸棚延長を申請した四国海盆海域の大部分を含む合計約31万平方キロメートルの我が国の大陸棚延長の勧告が、大陸棚限界委員会によって行われたことは、高く評価している」としている。

⁶ SUMMARY OF RECOMMENDATIONS OF THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF IN REGARD TO THE SUBMISSION MADE BY JAPAN ON 12 NOVEMBER 2008, paras.16-20

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/jpn08/com_sumrec_jpn_fin.pdf

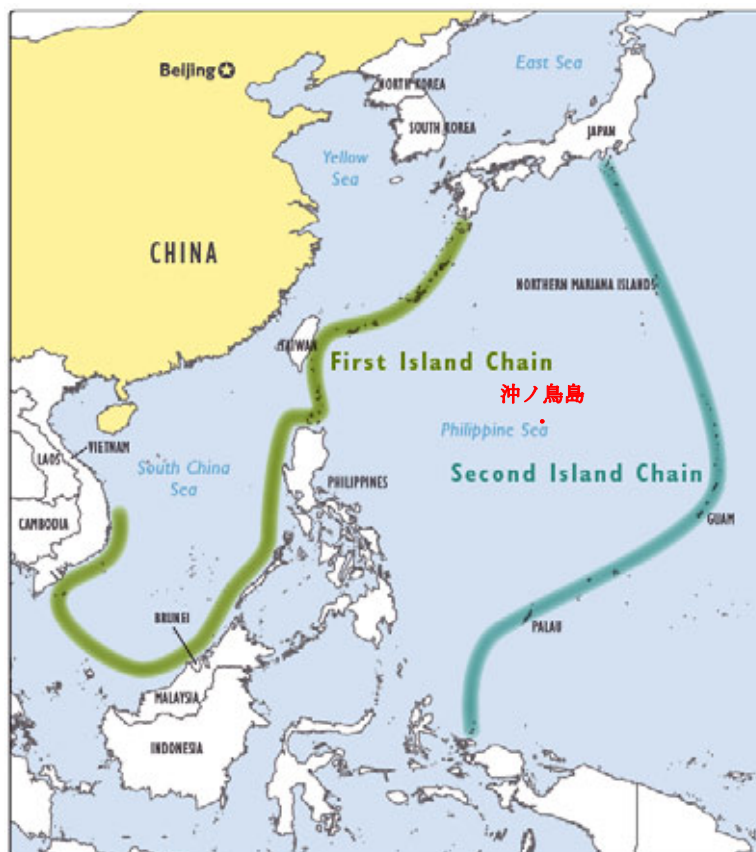
⁷ 大陸棚延伸に関する質問に対する答弁書(内閣参質180第132号,平成24年6月12日)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/180/toup/t180132.pdf>

3. 沖ノ鳥島の戦略的重要性

韓国はさておき、中国が何故、沖ノ鳥島に固執するのかと言え、中国の防衛ラインとされる第1列島線と第2列島線の間に沖ノ鳥島が位置し、将来そこが戦略的な要衝になると見なしているからに他ならない。沖ノ鳥島が「島」と認められれば、そこから少なくとも200海里が日本のEEZとなる。

中国の第1列島線と第2列島線の間に位置する沖ノ鳥島



Source: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2012, p.48, U.S. Department of Defense, May, 2012. 沖ノ鳥島の位置を挿入

中国は、自国のEEZにおける他国の軍事活動を認めない立場をとっている。2001年4月海南島の南東65海里の国際空域において米軍の電子偵察機EP-3が中国空軍の戦闘機と接触した事件、2009年3月及び5月に南シナ海の中国のEEZ内で調査及び海洋監視に当たっていた米海軍の海洋調査艦が中国の船舶と航空機に繰り返し妨害を受けたことなどが、その具体的事例である。

もし沖ノ鳥島が「島」であり、そこを基点とする200海里のEEZが認められれば、中国の立場からすれば、そこにおける中国の海軍艦艇の行動は制約を受けることになる。自国のEEZ内における他国の軍事活動を認めない立場を堅持する限り、中国は沖ノ鳥島を「島」とは認めたくないであろう。しかし一方で中国は、下の画像に見るように、南シナ海で幾つかの岩礁を人工島に変えており、ダブル・スタンダードは否めない。



南沙諸島の永暑礁海洋観測ステーション

出典：「チャイナネット」2010年4月23日

4. 中国の接近・地域拒否（A2/AD）戦略

2011年8月、中国初の空母が出現した時は、確かにビッグ・ニュースになったが、空母戦闘グループ（CVBG：Carrier Battle Group）として機能するまでには、相当な時間と経費を要すると見られている。また、果たして米国のCVBGに対抗し得る対称的な兵器システムとして発展するのかわかも分からない。米国のCVBGに対して中国のA2/AD能力を飛躍的に向上させる可能性のある兵器システムは、むしろ機動ランチャーを使って中国国内のどこからでも発射でき、空母の様な移動目標を攻撃できる世界で初めての対艦弾道ミサイル（ASBM：Anti-Ship Ballistic Missile）DF-21Dであろう。

中国人民解放軍総参謀長、陳炳徳上将が、2011年に初めて公の場でDF-21Dについて、「未だ研究開発の段階にあり作戦運用の段階に至っておらず、研究開発には幾多の困難がある」と言及している⁸。ただし、米国の専門家は、陳将軍が言った「作戦運用（Operational）」の意味は、米国基準で言うなら「完全作戦運用能力（FOC：Full Operational Capability）」であり、「初期作戦運用能力（IOC：Initial Operational Capability）」のレベルに達していることを否定するものではないと見ている。また、台湾の国防報告書（2011年版）は、DF-21Dの生産・配備は少量ながら2010年から始まったとしており、米国専門家の見方と一致する。2011年、陳将軍が、DF-21Dの射程を2,700km（1,700海里）と明かしたと中国日報が報じたことがあった⁹。もしこれが事実であれば、グアムには僅かに及ばないが第2列島線内の大半をカバーすることになる。しかし、この報道を西側に逸早く紹介した米国海軍大学中国海洋研究所のAndrew Ericksonは、最近になって中国日報がDF-21A（ASBMではな

⁸ 陳炳徳：东风21D导弹还在研究中 2011/07/11

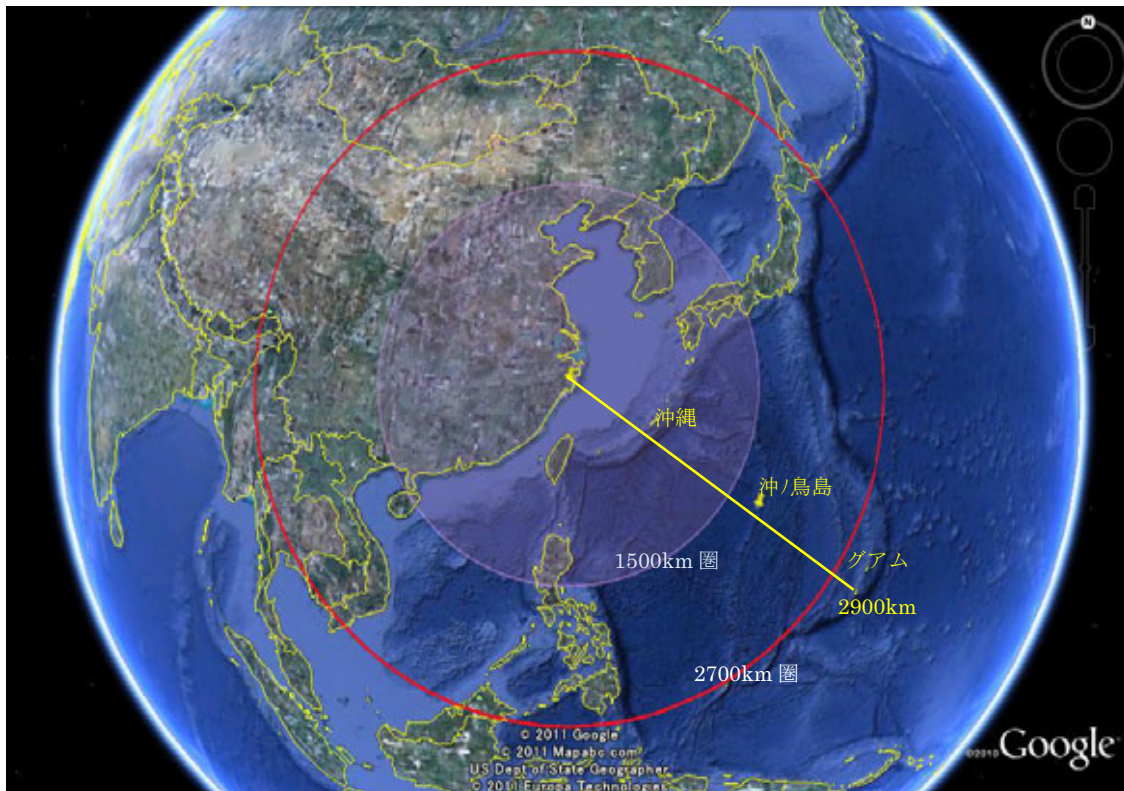
<http://us.china-embassy.org/chn/zmgx/zxxx/t838436.htm>

⁹ China flexes muscles, readies aircraft carrier-killer missile

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-07-13/china/29768903_1_aircraft-carriers-carrier-killer-chinese-aircraft

くMSBM)の射程を誤記したらしいと指摘している¹⁰。DF-21Dの射程は、米海軍、特に空母の活動海域に関わることであり、センシティブな問題であろう。米国防省が5月に公表した、中国人民解放軍に関する報告書(2012年版)では、このASBMの射程を、1,500km以上(exceeding 1,500 km)とし¹¹、含みを持たせた表現となっている。いずれにしても、世界で初めてのASBM(DF-21D)の出現により、中国のA2/AD能力が格段に向上する(した)可能性は否定できない。

中国本土からグアムまでの距離



¹⁰ DF-21D ASBM Deployed, but China Daily Probably Incorrect in Claiming “2,700km Range”; Gen. Chen Bingde Never Said That, 11 January 2012

<http://www.andrewerickson.com/2012/01/df-21d-asbm-deployed-but-china-daily-probably-incorrect-in-claiming-2700km-range-gen-chen-bingde-never-said-that/>

¹¹ Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2012 P7,P22,P42 http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf

5. 日米の対応

例え DF-21D の射程が 1,500km 以上だとしても、遼寧省、吉林省、黒龍江省の何れからも横須賀は射程内にある。DF-21D の射程及び作戦運用の段階については、依然として確たる証拠はないものの、その不確実性すら、恐らく中国の望むところの抑止あるいは A2/AD として機能するのであろう。米国の前方展開戦力を率いる部隊指揮官は、この地域における危機や紛争の際、CVBG を第 1 列島線と第 2 列島線の間で、あるいは南シナ海で運用するに際しては、従来から懸念されていた高性能潜水艦、対艦巡航ミサイル (ASCM) 及び機雷対策に加えて ASBM の射程圏内に送り込むリスクを勘案して決断しなければならない。

ASBM の脅威に曝されないプラットフォームとしては、先ず思い浮かぶのは潜水艦である。我が国は、既に潜水艦の運用態勢を従来の 16 隻から 22 隻に変えつつある。

因みに中国海軍の近代化に関する米国の対応としては、米国議会調査局の報告書によると、国防総省 (DOD) レベルでは、アジア太平洋地域の再重視、11 個空母群及び 10 個空母航空団の維持、ASB: Air-Sea Battle コンセプトの開発、豪州への海兵隊の配備、LCS: Littoral Combat Ship のシンガポールへの配備等が挙げられている。また、中国の A2/AD 能力に対して米海軍が既に取りつつある対策としては、少なくとも以下のものが含まれ手いるとしている¹²。

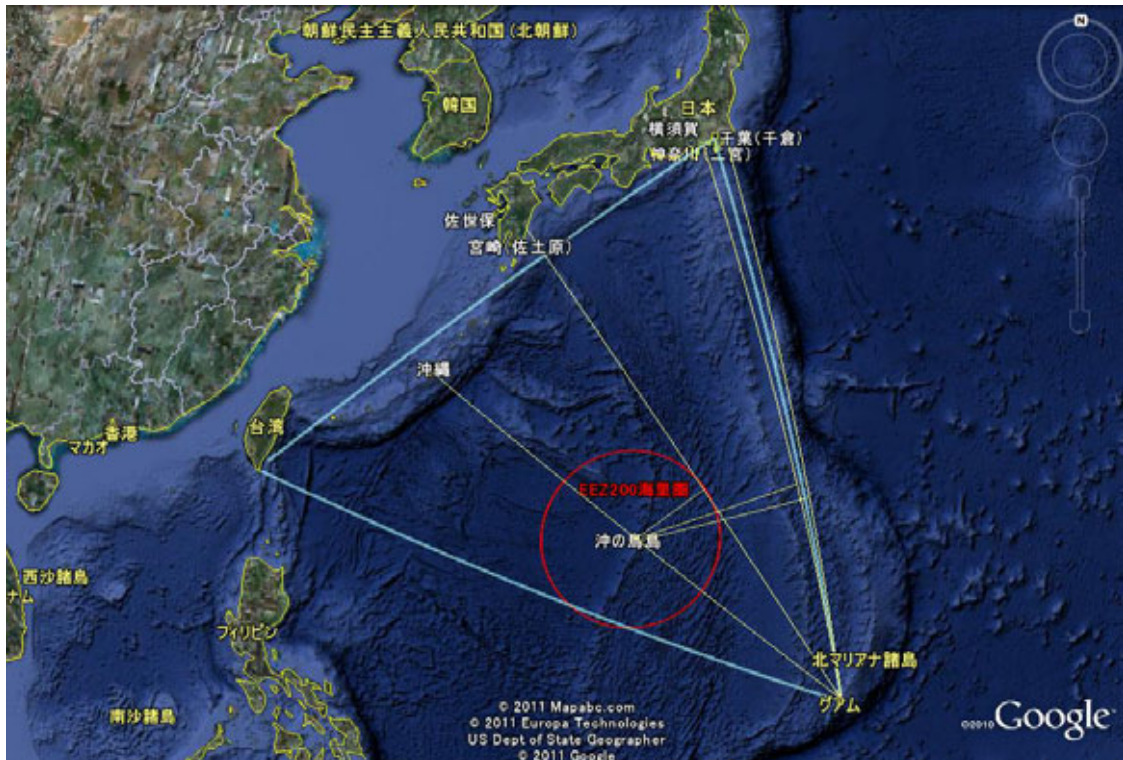
- ・太平洋艦隊部隊の対潜戦 (ASW : Anti-Submarine Warfare) 訓練の強化
- ・攻撃型原潜 SSN 及び SSGN の太平洋地域への配備
- ・BMD 能力を有する戦闘艦の太平洋地域への配備
- ・BMD 能力を備えた戦闘艦の増強と迎撃ミサイル (SM-3) の増加

これらの米国の対策に連携させて、我が国としても、その地勢的特性を生かした対策を講ずることが必要であろう。例えば、その具体的方策としては、以下の 2 つが特に重要であると考えられる。

- (1) 第 1 列島線の我が国領域における常続的な対潜及び対機雷監視能力の整備と同海域における ASW 及び対機雷戦能力の維持であり、このためには南西諸島列島線における水中監視機能を新たに整備する必要があるであろう。
- (2) そして、第 1 列島線と第 2 列島線の間で沖縄とグアムの間位置する沖ノ鳥島を、「島」としての要件が維持されるよう、保全していくことであろう。次図に示したように、台湾とグアム及び横須賀を結んだデルタ海域は、東アジアの平和と安定に関わる戦略的に重要な海域であり、かつ、我が国の命脈とも言うべき主要な海上交通路は、全てこの海域から世界に広がっている。そして、この海域は、中国から北米大陸に通ずる海上交通路の収束海域でもあり、その重心位置に沖ノ鳥島が位置しているからである。

¹² China Naval Modernization: Implications for U.S. Navy Capabilities—Background and Issues for Congress, Ronald O'Rourke Specialist in Naval Affairs March 23, 2012
<http://www.fas.org/sfp/crs/row/RL33153.pdf>

台湾・グアム・横須賀を結ぶデルタ海域



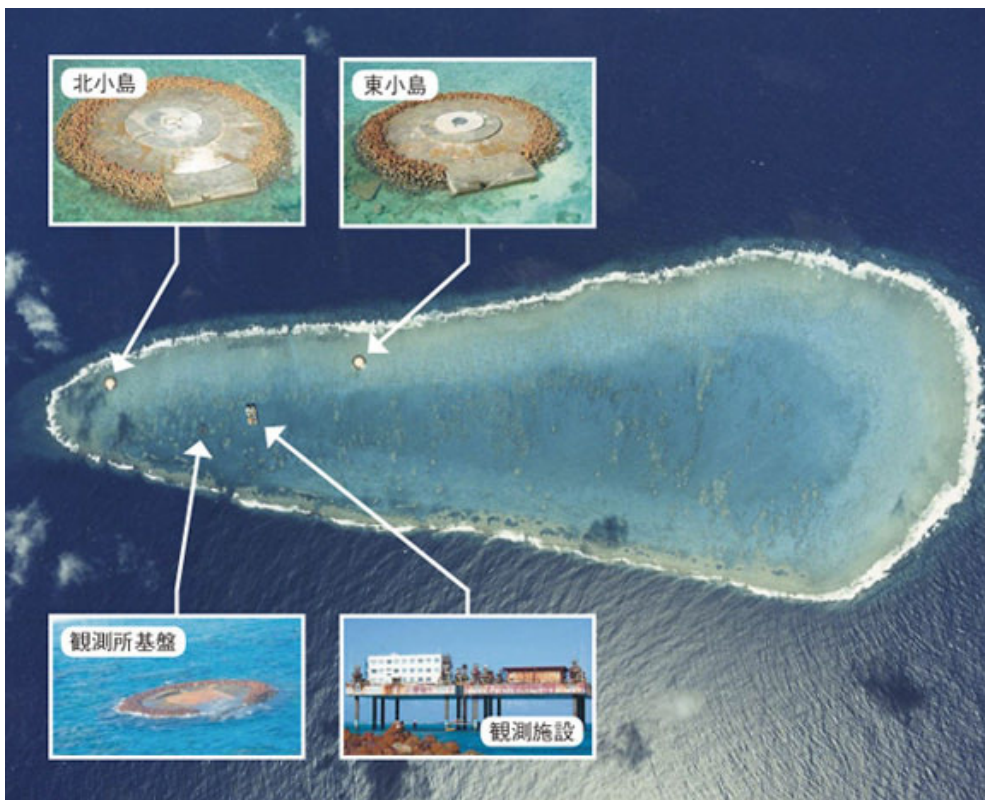
6. 沖ノ鳥島の保全

中国は、「沖ノ鳥島は島でなく岩であり、岩を基点とした EEZ は認めない」と主張し、その EEZ 内で海洋調査活動を行ってきた。その根拠としている国連海洋法条約 8 部第 121 条「島の制度」は、次のように規定している。

- 1 島とは、自然に形成された陸域であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。
- 2 3 に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。
- 3 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

日本政府は、沖ノ鳥島の国際法上の地位は、上記条約第 1 項の規定により、島であると主張している。中国の主張の根拠は、第 3 項の規定であり、これにより、同島は岩であり、島には該当しないとされている。日本政府は、第 3 項は島ではなく岩の条件であり、第 1 項とは関係ないとの見解である。しかし、沖ノ鳥島の「島」としての地位を対外的により説得力あるものとするには、第 1 項との整合だけでなく、第 3 項の規定にも抵触しないことを明らかにしておくことが肝要である。沖ノ鳥島の「島」としての保全は、我が国にとって喫緊の課題である。

沖ノ鳥島の現状



出典：「海上保安レポート 2011」

http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2011/html/tokushu/p030_03_03.html

このような情勢の下で海洋政策研究財団が平成 18 年度から 3 年計画で実施した沖ノ鳥島の維持再生に関する調査研究結果の要点は、平成 21 年 3 月に公表された報告書によれば、次の 3 点である。

- (1) 最も重要なことは、領海、大陸棚および EEZ の主張の根源となっている東小島および北小島が満潮時に水没することを防ぐことである。両島についての現存の復旧・護岸工事は当面は有効と思われるが、問題は、後半世紀を待たずして地球温暖化に伴う海面上昇による水没の可能性も排除できないことである。
- (2) そこで、東小島および北小島が水没する場合を想定して、これら 2 島の他に、「自然に形成された」と解釈でき、満潮時にも水面上にある陸地を一つ以上卓礁上に出現させることが必要となる。その一例としてサンゴの欠片や有孔虫の殻で形成される洲島を卓礁内に形成させる案があり、既にこの対策に取り組んでいる。
- (3) 島の水没を防いだとして、次に大切なのは、卓礁内および周辺の領海内での経済的・商業的活動を可能な限り開発・実行することである。この点注意すべき点は、「独自の経済的生活」の維持を証明するために必要なのは卓礁と領海における活動に限られることである。EEZ 及び大陸棚の資源開発は、沖の鳥島が島としての地位を持つことを条件にはじめて付与される権利である。同島の利用案として、温度差発電、風力・太陽発電、水産資源を利用した諸活動、海底鉱物資源の開発、各種研究・観測のための基地・観測機器・設備の設置など様々な案が出

されている。¹³

なお、海上保安庁は、平成19年3月、沖ノ鳥島に灯台を設置し運用を開始した。この灯台は、同島の周辺海域を航行する船舶や操業漁船の安全と運航能率の増進を図ることを目的としており、「独自の経済生活」の維持という面でも補強材料になると考えられている。

沖ノ鳥島の灯台



出典：「海上保安レポート 2011」

http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2011/html/tokushu/p030_03_03.html

ここでは、前③項の発電装置や観測機器・設備等の設置と関連させ、「独自の経済的生活」の維持に結び付けるための通信手段として、海底通信ケーブルを活用するアイデアを提示するに留める。

それは、日本（海底通信ケーブルの陸揚げ局：沖縄、宮崎（佐土原）、神奈川（二宮）、千葉（千倉）等）とグアムを結ぶ既存の海底通信ケーブルあるいは新たな計画があれば、これらのケーブル・ルート上で比較的近いところからケーブルを分岐させて沖ノ鳥島に陸揚げ接続し、上記観測機器・設備等のデータを日本及びグアムにリアルタイムに配信するというものである。例えば、この方法により沖ノ鳥島の気象・海象データを本土でモニターし、本土からは、気象・海象情報として周辺海域で操業する漁船等に衛星通信等により配信し、以て経済的生活に資するというアイデアである。

勿論、グアムでも気象情報は民生生活に役立つだろう。可能ならば、これらの事業を米国と共同で実施するのが良いであろう。米国にとっても、同盟国である日本が沖ノ鳥島及び同島周辺海域を管理することが望ましいはずである。沖ノ鳥島と日本本土・グアム（米国）を海底ケーブルで物理的に結ぶということは、沖ノ鳥島の保全に関する姿勢を米国とともに示すという象徴的な意味も込められる。

最後に、我が国主導で実施された「太平洋・島サミット」（5月25～26日）に関連して、この地域の海洋安全保障にかかわる問題を議論する契機となったことは、大いに評価されるべきであろう。ま

¹³ 「平成20年度 沖ノ鳥島の維持再生に関する調査研究」平成21年3月、海洋政策研究財団（財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200903_ISBN978-4-88404-216-5.pdf

た米国がこの会議に初めて参加し、国連海洋法条約批准の重要性に言及するなど、積極的な関与を表明したことも然りである。一方、中国はこの時期に合わせてフィジーとの会議を開催し、対立姿勢を鮮明にした。

このことからみても、沖の鳥島の「島」としての保全を急がなければならない。また並行して、我が国の大陸棚延長申請に関する CLCS の勧告が先送りされた「九州パラオ海嶺南部海域」についても、パラオ共和国の理解が得られていることを十分勘案し、早期に CLCS からの勧告が得られるよう努めなければならない。

(平成 24 年 6 月 19 日記)

2.2 セレベス、スールー海域における海上安全保障の現状と CWS の役割

～ランド研究所：Non-Traditional Threats and Maritime Domain Awareness

in the Tri-Border Area of Southeast Asia から～

和田大樹・海洋政策研究財団特任研究員

米国のランド研究所は6月、Angel Rabasa と Peter Chalk の両研究員によって執筆された報告書、“Non-Traditional Threats and Maritime Domain Awareness in the Tri-Border Area of Southeast Asia -The Coast Watch System of the Philippines”¹を公表した（以下、報告書）。インドネシアやフィリピン、マレーシアに囲まれたスールー・セレベス海域一帯（この報告書では、“The Tri-Border Area: TBA”と呼ばれている。地図参照）は、以前から商業貿易や船舶のシーレーンの要所として位置づけられてきたが、同時にそれは東南アジアの中でもテロリストや国際犯罪の温床ともなってきた。特にテロリストや犯罪集団にとって重要な麻薬や武器、必要な人員の取引のトランジット海域と化しており、米国は、沿岸国に対して、その一帯の海洋安全保障の改善を目的とした各種支援を提供してきた。米国の支援は、各国ごとのニーズに合った独自のアプローチで行われてきたが、その真の狙いはスールー・セレベス海沿岸国内における相互運用性や協力を促進し、それに基づいて米国との協力を進めるといえるものである。こうした米国の支援と協力の最も画期的な事例として、この報告書では、フィリピン海域の防衛のために作られた新組織、The Coast Watch System（以下、CWS）が取り上げられている。

本稿では、スールー・セレベス海域一帯におけるテロや海賊などの安全保障環境の歴史と現状を分析し、CWS の役割、機能性、課題などについて考察したものである。なお本稿における議論は筆者個人の見解であり、筆者が所属する組織の見解ではないことを注記しておきたい。

1. The Tri-Border Area (TBA) の位置付け

この報告書において、「TBA は、セレベス、スールー海沿岸国の統治能力が十分に及ばず、テロリストや犯罪者の隠れ場所となっている海域」と定義されている²。

そしてその特徴について、報告書では以下のような記述がなされている。まずミンダナオ島付近はクリスチャン政府と広範な自治を求めるモロ民族解放戦線（以下、MNLF）、モロイスラム解放戦線（以下、MILF）との対立や、そこから派生したイスラム過激派アブサヤフのテロ活動など民族的、宗教的イデオロギーに根差した紛争が長期的に継続しており、国家という枠組みで対処できる環境ではない。この TBA 内には、例えば Bajaus という民族が存在するが、彼らはマレーシア東部サバ州やフィリピン南部、インドネシアに跨って生活を営む民族である。Bajaus はフィリピン南部発祥であり、50 年以上前にサバ州やスラウェシ島、カリマンタン島などへ移住し、現在ではサバ州における多数

¹ http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/occasional_papers/2012/RAND_OP372.pdf（アクセス日 7月13日）

² Angel Rabasa and Peter Chalk, “Non-Traditional Threats and Maritime Domain Awareness in the Tri-Border Area of Southeast Asia -The Coast Watch System of the Philippines,”The Rand Cooperation, p.1 (hereafter, The RAND report)

派となっている。他にも **Samal** や **Bugis** といった民族もそれぞれフィリピン南部やスラウェシ島南西部を発祥地とし、マレー半島やサバ州などに多くが移住している。国境や国家管轄権の側面においても、セレベス海のアンバラット海域（シパダン島、リギタン島）を巡って沿岸諸国内で対立が発生しており、2002年に国際司法裁判所がそれらはマレーシアに帰属する旨の判決を出している。またセレベス海は船舶のシーレーンとしても、マカッサル海峡からセレベス海を通り東アジアへ出るルート、東南アジアからスルー海とセレベス海を通過し太平洋に出るルートなど非常に重要な価値を持っている。さらにこの海域の人口は、セレベス海周辺のミンダナオ、パラワン、スルー諸島の総人口は2008年のデータより1,435万人となっており、サバ州は263万人で、セレベス海に接するインドネシアのゴロンタロ州、北スラウェシ州、東カリマンタン州の総人口は458万人となっている³。

Tri-Border Area (TBA)



Source: THE RAND report, p.2

2. スルー・セレベス海域の安全保障環境

この海域はテロ、海賊多発地域の1つとされているが、この報告書では、特にイスラム系のテロ組織や反政府組織の歴史や動向を中心に論じられている⁴。現在ランド研究所においては、アルカイダを中心とするイスラム過激派の動向研究が非常に重視されており、この一帯はジェマーイスラミア（以下、JI）やアブサヤフ（以下、ASG）など、その研究において注目されるテロ組織の本拠地として分析が継続されている。

まず報告書ではミンダナオ周辺情勢に関する記述がなされており、要約すれば以下ようになる。14世紀にイスラム教がミンダナオへ伝わり、19世紀末までの間ミンダナオ周辺にはイスラム教国・

³ Ibid., p.5.

⁴ Ibid., pp.7-16.

スールー王国やマギンダナオ王国などが誕生し、1つのイスラム圏として栄えてきた。しかし16世紀頃から始まったスペインの植民地支配への抵抗をきっかけに、米国やフィリピン政府に対する独立闘争が本格化し始めた。そしてフィリピン独立を機に、マニラの国家統一政策の実施やクリスチャンのミンダナオへの流入が活発化し、またミンダナオ発祥のムスリムであるモロ族への不公平な政策などが原因で、現在でもこのミンダナオ紛争は完全な解決への道筋が見えないでいる。そのような中、マニラのクリスチャン政府への抵抗とミンダナオの独立を掲げたMNLFやMILF、ASGなどの過激な組織が出現したとされている。

報告書の上記分析をもとに、近年のセレベス・スールー海周辺の安全保障環境を考えた場合、1996年にフィリピン政府と和平協定を結び、現在はイスラム教徒ミンダナオ自治政府（ARMM）の政府として存続しているMNLFを除き、MILFやASG、JIなどがこの海域周辺の平和と安全保障にとっての脅威と化してきたと言えるだろう。特にASGやJIなどは、MNLF以上に過激な傾向を持ち、反政府組織という以上にテロ組織として国際テロ研究的にも捉えられており、スールー諸島における拉致事件やインドネシア国内におけるテロ事件を多数発生させている。

さらに報告書では、JIについての詳細な記述がなされている⁵。それによれば、JIは1993年にAbdullah SungkarとAbu Bakar Ba'asyirによって創設され、そのルーツは1942年に誕生した急進的なイスラム組織、Darul Islamにあるとされている。JIは、東南アジア全域とオーストラリアをカバー出来る4つの地域別の支部から成り立っており、そのうちの1つがサバヤカリマタン、スラウェシ、フィリピン南部などセレベス海周辺を拠点とし、JIの中でも非常に重要な支部であると指摘されている。この支部は、セレベス海を通じテロなどに必要な物品の輸送や、JIとフィリピン南部のモロ系武装集団の協力関係を促進させる意味で非常に重要な任務を持っていたという。報告書のこの分析に対し、例えばテロ研究で有名な南洋工科大学S.ラジャラトナム国際関係研究所・政治的暴力テロリズム研究国際センター（ICPVTR）所長のRohan Gunaratnaも、「ASGとJIの関連性はほぼ間違いないだろう」とする見解を公表している⁶。

そしてさらに報告書によれば、セレベス海周辺を担当する支部を持つJIにとって、フィリピン南部とその一帯は、インドネシア政府の管轄権が及ばない聖域として戦略的に非常に重要な要所であり、アフガニスタンへ侵攻したソ連軍と戦うため、Abdullah Sungkarによってリクルートされたマレーシア国籍のNasir Abasがその中心的な役割を担っていた。Nasir Abasはソ連のアフガニスタン撤退後、MILF議長のHashim Salamatを訓練するためミンダナオに送られた。そしてJIはMILFのテロ攻撃や襲撃能力の向上において生命線的な役割を果たし、MILFも自らの本拠地であるCamp Abubakar内にWakalah HudaibiyahというJIの軍事訓練施設を創設した。そこで軍事訓練を行っていたが、フィリピン軍の鎮圧により施設は破壊され、JIはマギンダナオ州にそれを移動したとされている。

その当時MILFはマニラ政府との和平交渉が進む中でもJIのメンバーを匿っているという見方が強かったが、21世紀に入るとサバ州などセレベス海周辺でJIメンバーが逮捕される事例などが度々発生するようになり、以前と比べてこの周辺におけるJIの活動は弱体化しているとの見方が一般的だ。そして報告書でも、「近年この海域でJIのメンバーが逮捕される事例は報告されておらず、それ

⁵ Ibid.,pp.8-10

⁶<http://newsinfo.inquirer.net/67043/jemaah-islamiah-abu-sayyaf-now-merged-says-antiterror-expert>

(アクセス日 7月4日)

はJIの衰退を表している」とする見解が示されている⁷。

9.11 同時多発テロ事件をきっかけに、国際社会のテロ情勢は大きな転換期を迎えた。国際社会はアルカイダを中心とするイスラム過激派の動向にさらに注意を払うようになり、インドネシアでは2002年10月にバリ島で大規模な爆弾テロ事件（202人死亡、209人負傷）が発生した事を契機に、2003年8月（ジャカルタの米国系ホテル）、2004年9月（ジャカルタのオーストラリア大使館）、2005年10月（バリ島の観光施設）、2008年7月（ジャカルタの米国系ホテル）など、欧米人や欧米権益を標的としたJIによる国際テロ事件が立て続けに発生した。それにより欧米で進められる国際テロ研究においても、JIをグローバルなレベルでテロを行うアルカイダ系のテロ集団として分析されることが主流となり、現在その傾向に懐疑的な見解を示すテロ研究者はそう多くない。実際、報告書でも、「MILFもJIのそのような過激な思想や戦術を配慮してか、JIとさらに距離を置くようになった」と指摘されている⁸。

そのような中、セレベス海一帯でJIにとってのパートナーはMILFから分離したASGとなり、報告書ではASGについての詳細も論じられている。JIの主要幹部であるDulmatinやUmar Patek、Zulkifli bin HirなどがASGから保護を受ける反面、彼等を中心にJIは過激化教育や即席爆発装置の製造、武器の提供などでASGを支援していた。しかし現在では、米軍とフィリピン軍の掃討作戦により、JIやASGの組織的弱体化は相当進んでいるという。ASGは、ソ連のアフガン侵攻でジハードを経験したAbdurajak Janjalaniによって1991年に設立され、ビンラディンの義理兄弟、Mohammed Jamal Khalifaからの資金援助を受け、現在はスルー諸島、特にバシラン島やホロ島を拠点としているとされる。

報告書でも述べられているが、創設者Janjalaniは、ミンダナオのクリスチャン政府からの独立というローカルなビジョンを掲げると同時に、アルカイダが掲げる国際的なジハードに参戦するというグローバルなビジョンを強く持っていたため、ASGの活動はその両局面を反映したものとなっている。ASGが関与した国際テロ事件としては、1995年のボジंगा事件、クリントン元大統領とローマ法王ヨハネパウロ二世暗殺未遂事件、マニラとバンコクにある米国大使館爆発テロなどがあるが、1998年にJanjalaniが殺害されて以降、その国際性は弱まっている。さらに、対テロ戦争の一環として開始されたフィリピン軍と米軍の掃討作戦により、ASGは大部分が組織的に衰えたとの見方が一般的だ。報告書によれば、現在ASGは100人程度で構成されているが、中央集権的な体系ではなく、各グループや個人が独立して麻薬密輸や違法伐採、海賊行為などの犯罪行為を行っているといわれている⁹。また報告書では、2006年から2010年の間にTBAで発生した海賊事件についても言及されているが、その多くはセレベス海のカリマンタン島東沿岸で発生し、2010年には19件が報告されている¹⁰。

⁷ The RAND report, p.9.

⁸ Ibid., p.9

⁹ Ibid., p.10.

¹⁰ Ibid., p.17.

Approximate Areas of Operations of the ASG and MILF



Source: The RAND report, p.11

3. CWSの実態

CWSは、2011年9月6日アキノ三世大統領がCWSを創設する大統領令（EO 57）に署名したことにより設立された。CWSは海洋問題と海洋安全保障作戦に関する調整機能を持つ中核の省庁間機構で、大統領府官房長官を委員長として、国防省、外務省、財務省、内務・地方省、司法省、エネルギー省、環境・天然資源省などの各長官によって構成されている。本来CWSは特にスールー海、セレベス海における海洋空間識別を改良することを見込まれていたが、現在ではフィリピン群島全域をカバーするまでに任務が拡大している。

前述のようにCWSはフィリピン海域の海上安全保障維持のため設立されたものであり、フィリピン海軍や沿岸警備隊、警察、国家反テロタスクフォースなど多くの行政組織が参加する多省庁間ネットワークである。報告書によれば、その重要な目標は、「フィリピン海域を機能的に監視できるシステムを構築すること」であり、長期的には「マレーシアやインドネシアと関係を強化し、シンガポールにあるThe Information Fusion Centerのような地域的協力組織を設立することが期待される」とされている¹¹。また機能面としては、「この海域の安全保障における必要な全ての情報を収集し、必要な情報を必要な機関へ瞬時に提供すること」が重要であり、それにより「新人民軍（NAP）やASG、MILF、海賊、犯罪取引集団の活動を抑えることが期待される」と指摘されている¹²。

CWSについて報告書で論じられている事を要約すれば以下のようなになる。現在フィリピン国内においてCWSは、ルソン島にあるCWS Northをはじめ、西ミンダナオのCWS South、西パラワン島のCWS West、ダバオのCWS Eastの4つの地域的なハブが重要な役割を果たしている。それらは、レーダーや自動情報システム（Automated Information System, AIS）、UHF-band ラジオ、高性能な双眼鏡やカメラなどを装備し、海洋の安全保障の監視を担っている。しかしその中心的な役割を務めているのは、マニラにある、The Maritime Research Information Center（MRIC）で、現在18名の職員で運営されており、フィリピン海域におけるテロや海賊のリスク分析を独自に行い、必要な情報を提供している。現在CWSは、フィリピン全土の12カ所で作動しており、2カ所が作動への最終段階、3カ所で建設中であるが、最終的には計20カ所になる予定である。

下図からも分かるように、CWSは以前からその大部分がフィリピン南部、特にホロ島やバシラン島などスールー海周辺に重点的に配備されてきた。これは米国がASGを国土安全保障にとっての脅

¹¹ Ibid., p.21.

¹² Ibid., pp.21-22.

威と捉え、それに基づいた米フィリピン軍合同による ASG 掃討作戦が実施されてきたことに依拠している。そして今後はミンダナオ島南部を中心に設置される予定である。この政治的背景については明確でないが、今日 TBA におけるイスラム過激派の脅威は以前と比較して衰えている一方、領有権争いや当局の統治能力の欠如などいくつかの課題が残っており、さらにこの脅威がトランズナショナルな性質を内在していることから、フィリピン政府が南部の監視を依然として重要視していることは考えられる。また今後南シナ海における中国とフィリピンの領有権争いの過熱化が予測されることより、フィリピンは CWS を同国の西部へ優先的に配置していくこともあり得るだろう。

米国は、国防省の支援の下に、ミンダナオ島南部やスルー諸島に設置された 4 つの CWS (Pangutaran, Pilas, Pandami and Tongkil) に資金援助を行っている。これは上記のように、ASG の根絶を目的とした米国のフィリピンにおける“不朽の自由作戦”の一環として行われているものであり、またフィリピン国内でも、大統領のイニシアティブの下多くの資金が投入されており、CWS への期待は非常に高い。それらの資金援助もあり、CWS は現在、小型砲艦や固定翼航空機を多く所有し、また夜間における活動の効率化のため発光システム搭載の航空機を米国から導入することも検討されている。さらに報告書によれば、現在フィリピン海軍からも海上最高速度 30 ノットで 4 人以上を搭載できる複合艇や、カヴィテ州やザンボアンガ州に展開されている後方支援艦をはじめ、40 ノットで航行可能な多目的攻撃艦、英国から獲得したフリゲート艦やコルベット艦などの導入が検討されているという¹³。

このようにフィリピン国内や米国、オーストラリアなど外国からの豊富な支援が得られていることから、現在 CWS は、比較的費用が掛からない中で広範囲な海域を監視することが可能となっている。例えば報告書によると、「2010 年 12 月から 2011 年 7 月の間で 5 万 5,368 隻以上の航行船舶がモニターされ、うち外国船が 3 万 4,000 隻以上で、これは海軍や海上警備隊の展開能力では難しい」とされている¹⁴。

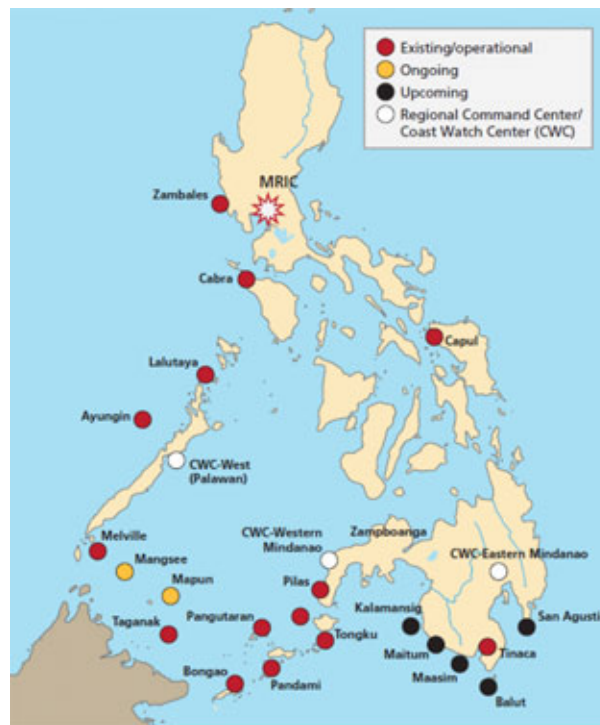
報告書によれば、「このような CWS の機能性は現在非常に評価され、海兵隊や海軍など他の部隊も CWS から強い刺激を受けている」とされ、省庁間の協力促進や外国からの支援も一層強化されることも考えられる。さらに TBA の海上安全保障における統一的システムのベースとして機能することも期待され、それがきっかけで各国間の信頼醸成が向上し、TBA で係争が続く領土紛争や管轄権問題における紛争予防にも役立つことが期待されている¹⁵。

¹³ Ibid., p.24.

¹⁴ Ibid.

¹⁵ Ibid., p.27

The Map of the Coast Watch System



Source: The RAND report, p.23.

しかしそのような期待の反面、CWS は課題も抱えている。報告書によれば、以下のような課題があるとされている。

第 1 に、CWS の機能における独立性と構造上の問題である。CWS は、国内外で一定の評価を受ける一方、現在 CWS の具体的な活動で使用される艦船などはフィリピン海軍所有のものである。CWS は、組織を跨る省庁間組織である以上、その多くを海軍だけに依存する現状は好ましくない。よって CWS の独立性という観点から海軍への依存が高まると、俊敏に対応できる利点がある反面、CWS 自体の機能性を低下させてしまう事が懸念されている。そのような意味で、フィリピンや米国だけでなくマレーシアやインドネシアからの CWS への一層の支援が必要である。また CWS が省庁間組織である以上、省庁間における意思や政策の違いによる影響を受けることとなるので、それは CWS の機能性の観点からは好ましくない。

第 2 に、人材の不足である。現在 CWS の拠点の多くはミンダナオ島南部やスールー諸島周辺に設置されており、その活動は広範囲に及んでいる。MRIC によれば、各スポットには最低でも 8 人程度の人材が必要であるとされているが、実際には 2,3 人のスタッフで運営されている。

第 3 に、法的な拘束力が強いプロトコルの創出である。TBA を構成するフィリピン、マレーシア、インドネシアにおいては以前から、Joint Maritime Patrol Agreement や Memorandum of Understanding for the mutual forward deployment of customs and immigration officials at designated border crossings などの海上安全保障に関する国際的な合意はなされてきたが、法的な拘束力がある決定的な条約は締結されていない。TBA 内での領土問題も完全に解決していない以上、同地域の安定のためには法的な枠組みの構築は重要である。

第 4 に、CWS がその多くを依存するフィリピン海軍である。現在フィリピン海軍には、現状の軍事能力を維持し、または最新鋭の装備を導入するという点において大きな制約がある。そしてそれは

海軍だけに言えることではなく、それはフィリピン空軍など防衛や安全保障関連分野において同じような現象が見られる。それは海軍に多くを依存する CWS にとってどうしても避けたい事態である。

最後に、各地域の住民とのネットワークである。CWS の活動範囲はフィリピン全土に広がっていることより、その機能性を維持する上で、地域コミュニティとの信頼醸成は非常に重要である。特に地域紛争が続くミンダナオ島周辺で活動する場合、機能性の向上のため地域住民から重要な情報を入手し、そこに硬いネットワーク網を張り巡らせておくことは、CWS の活動を俊敏に的確に行う上で非常に有益である¹⁶。

4. 考察

TBA は歴史的に、国境の壁を越えて多くの民族や伝統、文化が交わり、領土問題等もあり国家の管轄権が脆弱な地域である。またそれによりテロ集団や海賊、国際犯罪集団にとっての隠れ蓑と化してきた。しかし現在では、フィリピンやインドネシア当局のテロ対策などが功を奏してか、TBA における JI や ASG は組織的に弱体化し、その活動もかなり収まっている。そしてミンダナオ島の MILF は近年過激な思想と活動に走る ASG と距離を置き始めており、TBA におけるグローバルジハードの脅威は相当弱いと考えられる。また現在 ASG はスルー諸島付近に置いて身代金目的の誘拐事件などの海賊の犯罪を時々行う程度であり、TBA に差し迫った脅威はない

一方、CWS は、フィリピン海域の安全保障の監視と維持を目的として設立され、マニラ政府や米国、オーストラリアの支援のもと活動し一定の評価を得ている。人材不足や独立性、海軍への装備品の一極依存など多くの課題に見舞われている CWS ではあるが、TBA における存在意義と機能性を向上させるためにも、同じ沿岸国であるインドネシアやマレーシアとの領土問題における歩み寄り、法的枠組み創設における協力は非常に重要だ。

同じ東南アジア海域内の問題であるマラッカ海賊や西沙・南沙諸島領有権などの問題と違い、TBA では、イスラム過激派の動向に注目が集まりやすいが、この海域は船舶にとっても重要なシーレーンである。今日西沙、南沙諸島における中国の動きが非常に顕著であるが、TBA の安全保障環境も今日の国際テロ情勢やミンダナオ情勢の影響を受けることから、今後の動向次第では再び海上治安が悪化することも十分あり得る。よってそれを未然に防止する上でも、CWS のような枠組みは非常に有益であり、国際協力の下、それを機能的に発展させることは TBA の安定を考える上で戦略的に重要である。我が国の重要なシーレーンでもあるこの海域の海洋安全保障の強化は、我が国にとっても看過し得ない課題である。

¹⁶ Ibid., pp.27-29

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル
TEL.03-5404-6828 FAX.03-5404-6800

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)